

説 明 資 料

〔所得税について〕

令和 7 年11月13日（木）

財 務 省

目 次

1. 課税最低限
2. 基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策
3. 人的控除の在り方
4. 金融所得を巡る現状
5. 税率構造・税負担の在り方
6. 雑損控除を巡る現状

1. 課税最低限

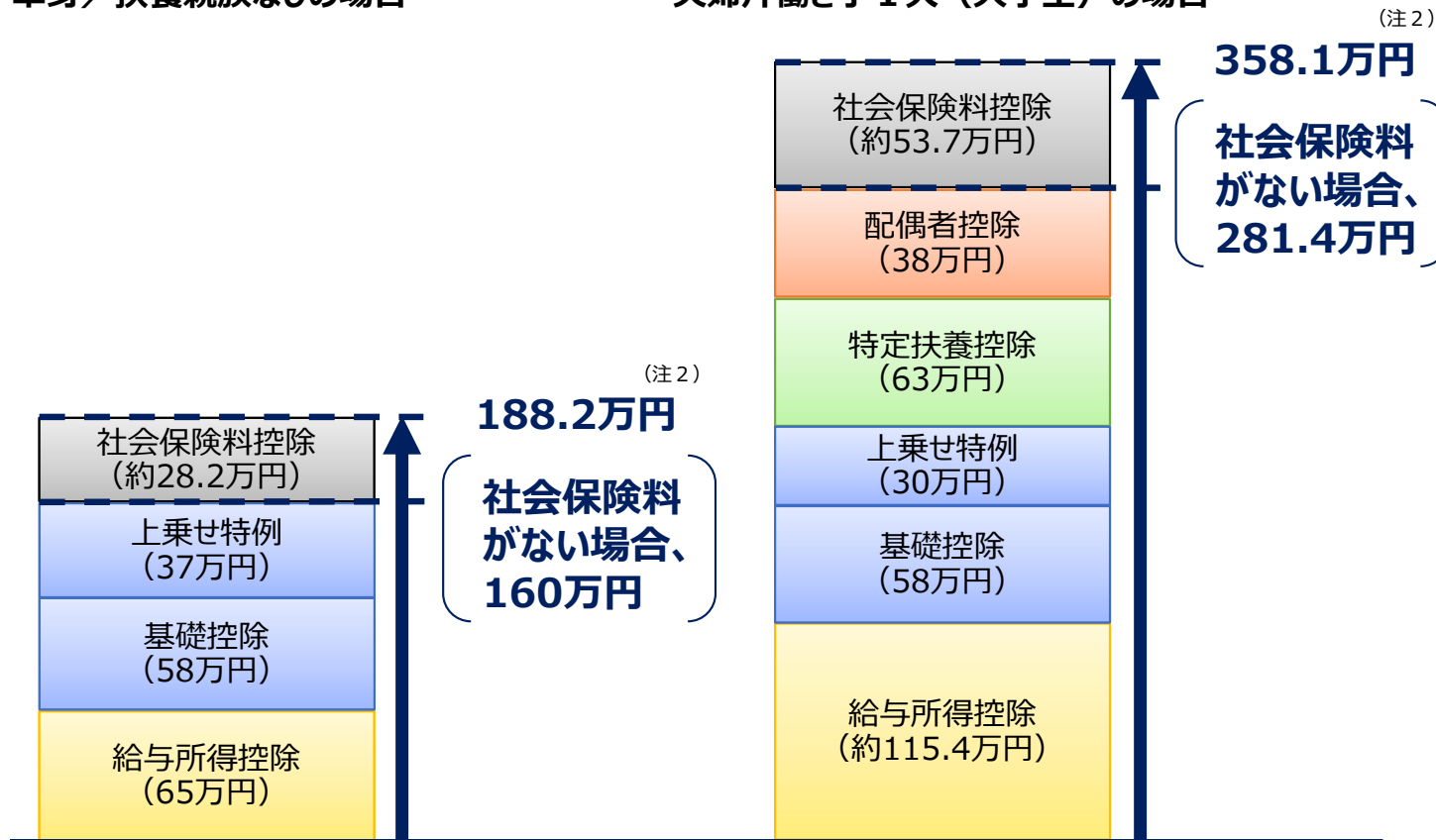
課税最低限

納税者の大半を占める給与所得者について、その水準以下では課税されず、**その水準を超えると課税が始まる給与収入の水準**を示す指標を**課税最低限**と呼んでいる。具体的には、様々な控除のうち、一般的に適用されるもの、すなわち、**給与所得控除、基礎的な人的控除**（納税者の世帯構成などの事情に応じて適用される**基礎控除、配偶者控除及び配偶者特別控除、扶養控除**の各控除を言う。）、**社会保険料控除の各控除額を合計した額が課税最低限**となる。なお、課税最低限は、控除額の積重ねとして決まるため、世帯構成などに応じてそれぞれ異なる金額となる。

所得税の課税最低限のイメージ

单身／扶養親族なしの場合

夫婦片働き子1人（大学生）の場合



課税最低限の趣旨

かつてわが国の国民の生活水準が国際的に低かった時期には、生計費からの観点が見られる傾向にありました。その後、高度成長期から安定成長を経て、国民の所得水準は大幅に上昇するとともに、国民の保有資産も相当程度増加してきています。このような経済社会の構造変化などに鑑みると、**課税最低限については、生計費の観点からのみではなく、個人所得課税を通じて公的サービスを賄うための費用を国民が広く分かち合う必要性などを踏まえて総合的に検討していく必要があります。**

「わが国税制の現状と課題ー21世紀に向けた国民の参加と選択ー」（政府税制調査会 平成12年7月）

（注1）標準的な社会保険料を仮定。

（注2）1,000円未満は切捨て。

基礎控除等の引上げと基礎控除の上乗せ特例の創設（令和7年度改正）

基礎控除等の引上げ

基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応するため、

- ・ **基礎控除**：48万円から**10万円引き上げ**、58万円に ※物価上昇を勘案し20%の引上げ
- ・ **給与所得控除の最低保障額**：55万円から**10万円引き上げ**、65万円に

基礎控除の上乗せ特例

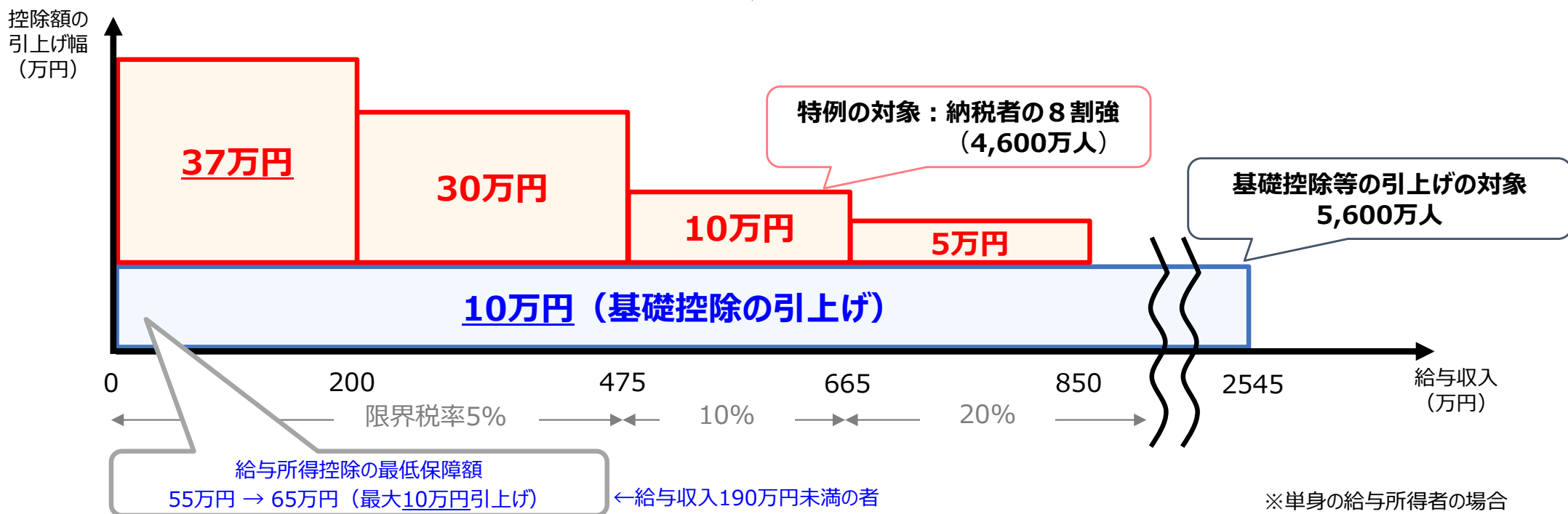
1. 低所得者層の税負担への配慮

生活保護基準や最低賃金の水準等を勘案し、恒久的な措置として、**37万円の上乗せ**

2. 中所得者層を含めた税負担軽減

物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、令和7・8年限りの措置として、**高所得者優遇とならないよう工夫して上乗せ**

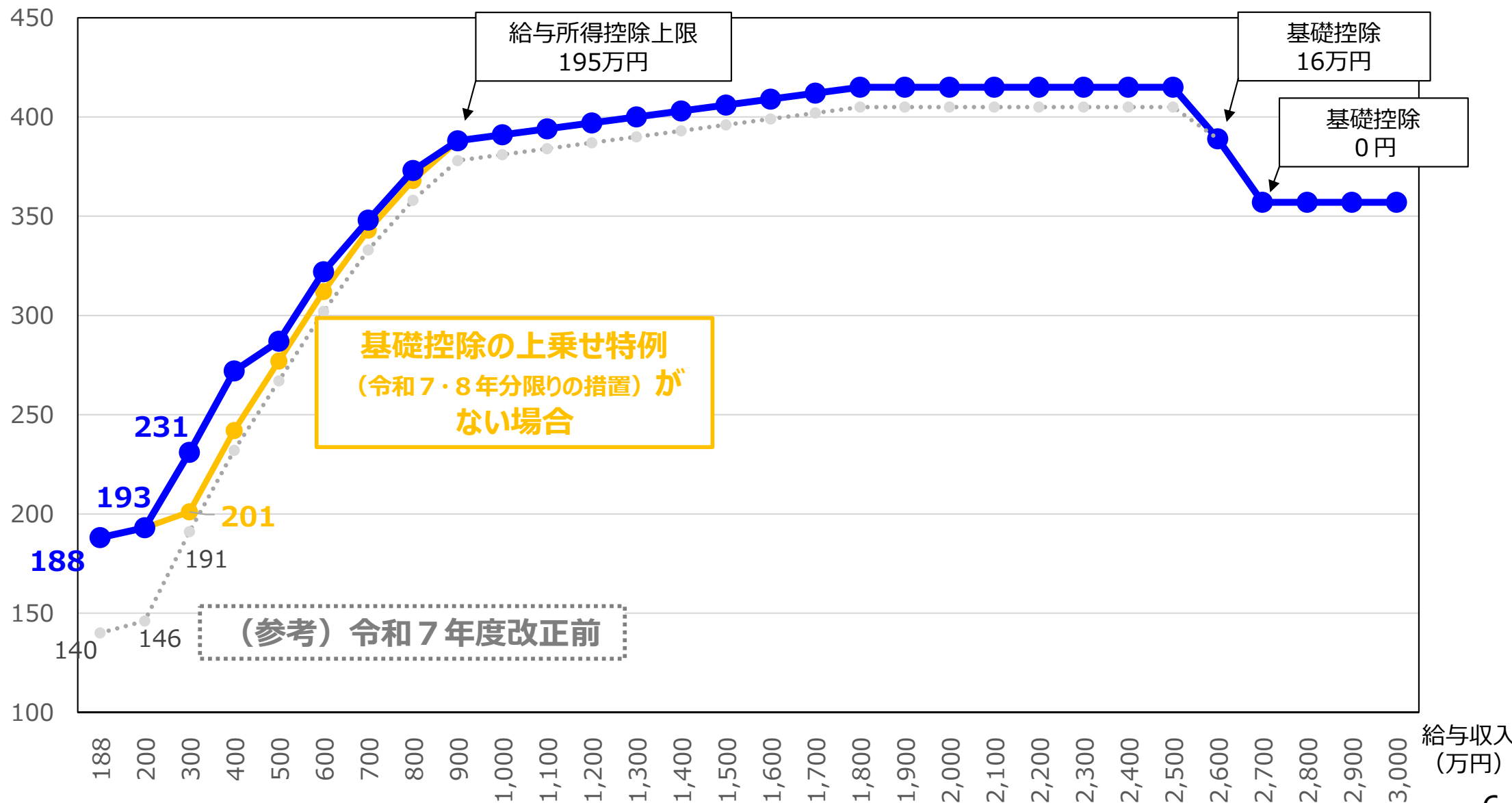
➡ **課税最低限：103万円から160万円に引上げ**



給与収入と給与所得控除・基礎控除・社会保険料控除の合計額の関係（単身の場合）

○ 令和7年度税制改正において、上乗せ特例も含めて基礎控除を引き上げたことなどにより、所得税負担が生じ始める給与収入の水準は、大幅に上昇。

給与所得控除 + 基礎控除 + 社会保険料控除（万円）



(注) 単身世帯として計算。

所得税の課税最低限の推移（給与所得者の場合）

○ 単身以外の各世帯類型についても、課税最低限の水準は、大幅に上昇。

（単位：万円）

	単身	夫婦のみ (共働き)	夫婦のみ (片働き)	夫婦子 1 人（片働き）			夫婦子 2 人（片働き）		備考
				(14歳)	(16歳)	(19歳)	(14歳、19歳)	(16歳、19歳)	
昭和62年	96.7	(それぞれ) 96.7	155.1	209.1	209.1	209.1	261.5	261.5	配偶者控除臨時加算（昭和62年のみ） 配偶者特別控除の創設（昭和62年のみ 経過措置による減額調整）
63			155.6	209.5	209.5	209.5	261.9	261.9	
平成元年	107.5	(それぞれ) 107.5	192.8	248.4	264.2	264.2	319.8	334.9	給与所得控除の最低保障額の引上げ 各種人的控除の引上げ
5					272.2	272.2	327.7	348.6	特定扶養控除の引上げ
7	110.7	(それぞれ) 110.7	209.5	269.8	293.6	293.6	353.9	375.3	給与所得控除及び各種人的控除の引上げ
10					301.5	301.5	361.6	389.0	特定扶養控除の引上げ
11				285.7	309.5	309.5	382.1	402.7	特定扶養控除、年少扶養控除の引上げ
12	114.4	(それぞれ) 114.4	220.0	283.3	325.0	325.0	384.2	420.0	年少扶養控除の引上げ廃止
16			156.6	220.0	261.6	261.6	325.0	365.7	配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止
23				156.6	220.0	261.6	261.6	325.0	年少扶養控除の廃止 特定扶養控除の縮減
令和7年	188.2	(それぞれ) 188.2	243.6	243.6	312.7	358.1	358.1	416.9	基礎控除の引上げ（上乗せ特例の創設を含む） 給与所得控除の最低保障額の引上げ

（注1）夫婦は、夫婦のうちいずれか一方のみが給与所得者の場合である。

（注2）課税最低限の算出に当たっては、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

（注3）社会保険料控除については、給与収入に対して、平成11年までは7%、平成12年から平成26年までは10%、平成27年からは15%で計算している。

課税最低限と生活保護基準額の比較（世帯類型別）

○ 課税最低限の水準は、社会保険料控除を加味すれば、生活保護基準額を上回る。

（令和 7 年分）（単位：万円）

	単身	夫婦のみ 共働き	夫婦のみ 片働き	夫婦子 1 人 片働き （16歳）	夫婦子 1 人 片働き （19歳）	夫婦子 2 人 片働き （16歳、19歳）
課税最低限 （社会保険料控除除き）	160	（それぞれ） 160	200	245.7	281.4	335.7
課税最低限	188.2	（それぞれ） 188.2	243.6	312.7	358.1	416.9
生活保護基準額	159.9	229.1	229.1	295.9	274.9	331.8

【課税最低限】

（注）給与収入の算出に当たっては、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

【生活保護基準額】

（注1）東京都特別区（1級地の1）在住、夫婦2人の年齢は共に50歳を想定。

（注2）生活保護基準額の内訳は、①生活扶助（特例加算、経過的加算、冬季加算、期末一時扶助を含む）、②住宅扶助（限度額）、③教育扶助・高等学校等修学費。

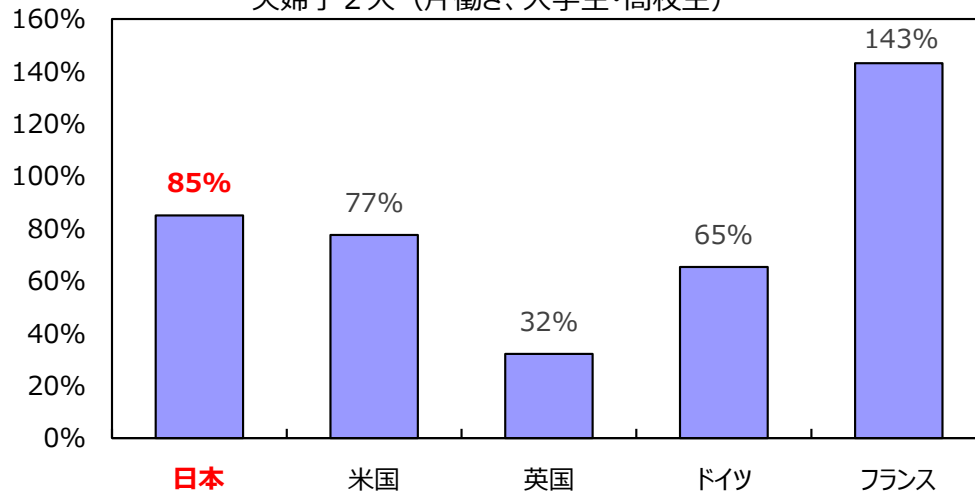
主要国における所得税の「課税最低限」の比較

○ 我が国の課税最低限は、平均賃金比で見れば、主要先進国と比較しても、遜色ない水準にある。

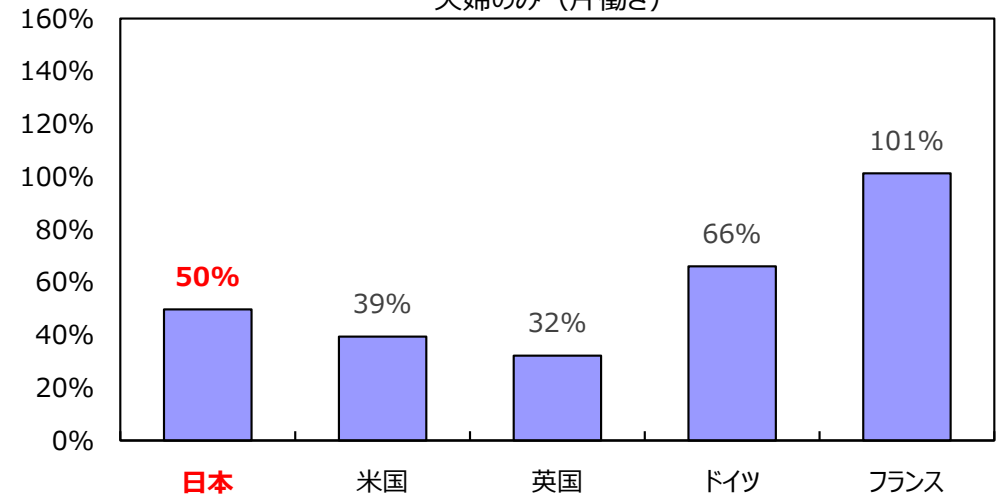
※ 各国の平均賃金(2023年)については、日本は491万円、米国は1,177.7万円(80,116ドル)、英国は852.9万円(43,073ポンド)、ドイツは830.6万円(48,290ユーロ)、フランスは749.8万円(43,593ユーロ)。

(平均賃金比)

夫婦子2人(片働き、大学生・高校生)

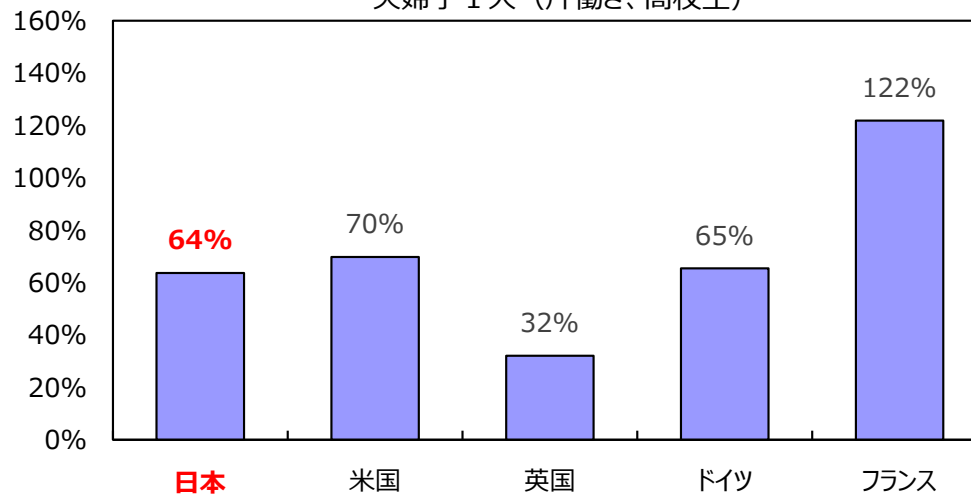


夫婦のみ(片働き)

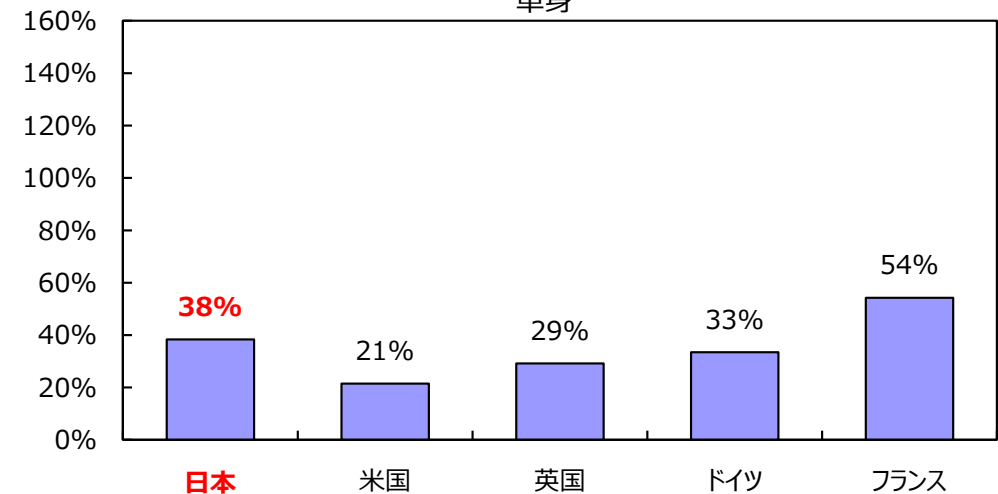


(2025年9月現在)

夫婦子1人(片働き、高校生)



単身



(注1) 所得税額の計算においては、統一的な国際比較を行う観点から、一定の家族構成や給与所得を前提として一般的に適用される控除等を考慮している。

(注2) 比較のため、モデルケースとして夫婦子1人の場合にはその子を16歳として、夫婦子2人の場合には第1子が就学中の19歳、第2子が16歳として計算している。

(注3) 日本については、令和7年度税制改正に基づいている。米国については、概算控除である標準控除を選択した納税者の場合の数字である。

(備考) 邦貨換算レート：1ドル=147円、1ポンド=198円、1ユーロ=172円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和7年(2025年)9月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

(出典) 平均賃金は、OECD Statから2023年分のものを用いる。

2. 基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策

(所得税の抜本的な改革に係る措置)

第81条 政府は、我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 前項の検討に当たっては、基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するという課題への対応について、所得税の源泉徴収をする義務がある者の事務負担への影響も勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという基本的方向性により、具体的な方策を検討するものとする。

- 所得税の各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しについて、まずは「**活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合**」において**論点の整理**を行ってはどうか。
- その際、まずは、法律により明示的に検討が求められている、**物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策**から検討することとしてはどうか。

考えられる具体的な物価調整のイメージ

税制調査会

第2回活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合資料（令和7年5月29日）

考えられる具体的な物価調整のイメージ1 毎年物価調整を実施

（例）X年第3四半期における対前年比の物価上昇率を勘案して基礎控除等の額を決定
X+1年の通常国会に改正法案を提出
X+2年分の所得税から適用（X+2年1月から新たな控除額に基づく源泉徴収を実施）

【特徴】 物価変動をタイムリーに反映
システム改修を含む源泉徴収義務者の事務負担への影響に留意する必要

考えられる具体的な物価調整のイメージ2 定期的に物価調整を実施

（例）3年おきに第3四半期における対3年前の同期比の物価上昇率を勘案して基礎控除等の額を決定
※改正法案提出時期と適用時期についてはイメージ1と同様

【特徴】 物価変動のトレンドを反映
システム改修を含む源泉徴収義務者の対応を毎年行う必要はない
システム改修時期についての予測可能性が高い

考えられる具体的な物価調整のイメージ3 毎年点検し、一定の物価上昇率となった際に調整を実施

（例）前回引上げ時の前年の第3四半期からの物価上昇率が5%を上回った際に、物価上昇率を勘案して基礎控除等の額を決定
※改正法案提出時期と適用時期についてはイメージ1と同様

【特徴】 物価変動を比較的タイムリーに反映
システム改修を含む源泉徴収義務者の対応を必ずしも毎年行う必要はない
改修時期についての予測可能性が低い

主要先進国における基礎控除等の物価調整

○ 主要先進国では、我が国の基礎控除に相当する制度の水準を物価で調整している。

(2025年1月現在)

	米国	英国（凍結中） （注2）	ドイツ	フランス
基礎的な控除	標準控除	基礎控除	ゼロ税率	ゼロ税率
調整の法的根拠	物価調整制度は法定 結果は当局が公表し適用	物価調整制度は法定 結果は財務省令 （注3） により 反映	物価調整は慣行 結果は法改正により反映	物価調整は慣行 結果は法改正により反映
改定頻度	毎年	毎年	隔年 （注4）	毎年
参照する 指標	物価 ①前年8月までの12ヵ月間における連鎖消費者物価指数（C-CPI-U）の平均を、②基準年 （注1） における同平均値で除した数（①が②を上回る場合のみ）	物価 ①前年9月の消費者物価指数（CPI）を、②さらにその前年9月のCPIで除した数（①が②を上回る場合のみ）	低所得者の支出見込み額 5年に一度の家計調査等に基づく低所得者世帯の実際の消費支出額に基づく基準需要調査のない年は物価等の変動率に基づく見込み額 （注4）	物価 前年のたばこを除く消費者物価指数（CPI）の予測値を、さらにその前年の同指数で除した数
公表時期	課税年度の 前年10～11月頃	課税年度の開始前 ※規定なく、運用上もばらつきあり	課税年度の 前年11月頃	課税年度の 前年9月頃
課税年度	1月～12月	4月6日～4月5日	1月～12月	1月～12月
給与所得に係る 源泉徴収時の 基礎控除等の勘案	あり （1月～）	あり （5月18日～） ※ 4月6日～5月17日は、源泉徴収において基礎控除等の物価調整を考慮しなくともよいとされている	あり （1月～） ※ 源泉徴収に関するプログラムの公表が遅れた場合には、1～2ヵ月程度の猶予期間が設けられる場合がある	源泉徴収時の税率は前年所得の確定申告に基づき税務当局から通知される税率を用いるため、源泉徴収義務者はインフレ調整への対応不要

(注1) 各規定によって異なるが、標準控除及びブラケットの調整については、2017年を基準年としている。
(注2) 英国では、財源確保策の一環として、2022年度以降、基礎控除額等における物価調整は行われていない。
(注3) 上記の枠組みによる基礎控除等の物価調整は、財務省令により行われることが法律上定められている。
(注4) ドイツでは、2年に一度の家計調査等に基づく低所得者世帯の実際の消費支出額に基づく基準需要（調査のない年は物価等の変動率に基づく見込み額）に基づき、物価上昇による最低生活費の変動を示す報告書（1996年～）及び所得税負担への影響を示す報告書（2015年～）がおおよそ2年に一度公表され、議会は両報告書において示された指標に基づき、向こう2年のゼロ税率の閾値及びブラケット等を調整する法案を可決している。予想を上回る上昇率であった年については、例外的に進行年度中に再度の調整が行われる場合がある。

第2回専門家会合（令和7年5月29日開催）の概要

【主な意見等】

- 控除額全体を物価調整するのではなく、控除として真に意味を持つ部分と政策的配慮を含む部分を分けて考えるべきではないか。
- 煩雑な事務負担等を考慮すれば、「考えられる具体的な物価調整のイメージ」にあるイメージ2やイメージ3が望ましいのではないか。
- 制度改正から施行まで余裕を持ったスケジュールを組まないと、システムベンダーや源泉徴収義務者は、ギリギリのスケジュール感で何とかこなしているというのが実情。
- 事務負担の軽減という観点からは、税額表の取扱いを検討してもいいのではないか。
- 定額の控除額の実質的価値を維持することが狙いであれば、物価下落時にも物価調整を行うべきではないか。
- 物価調整を行うにしても、恣意的な調整は避けなければならない。
- 源泉徴収義務者等の事務負担を考えれば、複雑な制度改正となるべきではないのではないか。
- 公平・中立・簡素という原則の中でも、簡素の重要性が高まってきているのではないか。

本日は議論いただきたい論点

- 物価調整の頻度は、どのように設定するか。毎年、定期的（例えば、生活保護基準額の見直しにあわせて）、参照指標の変化が一定程度累積した際（例えば、最後の見直しからの物価上昇率が5%を上回った際）などについて、どのように考えるか。
- 物価調整の際に参照する指標は、何にするか。主要先進国の対応を踏まえ、物価（総合物価指数）を用いることについて、どのように考えるか。

3. 人的控除の在り方

第2部 個別税目の現状と課題

I. 個人所得課税

2. 個人所得課税の概要

(5) 所得控除

所得控除方式による諸控除のうち「人的控除」は、納税者の家族構成などの事情に応じ、一定の水準までの所得には課税しないこととするための機能を果たしています。他方で、適用される限界税率が高い高所得者ほど軽減される税額が大きくなることを踏まえ、所得再分配機能を高める観点から、後述のとおり、基礎控除、配偶者控除及び配偶者特別控除について、制度のあり方が検討され、見直しが行われてきています。

(参考) 所得控除の種類

控除の性質	具体的な控除
納税者本人や配偶者、扶養親族の世帯構成等に応じた「基礎的な人的控除」	基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除
障害や高齢など特別な人的要因を斟酌する「特別な人的控除」	障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除
災害、疾病などに関連して多額の支出を余儀なくされたことなどを斟酌する「その他の控除」	雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄付金控除

(注) 人的控除について、様々な控除の加算を行う仕組みとして、配偶者控除: 老人控除対象配偶者、扶養控除: 特定扶養親族・老人扶養親族・同居老親等加算、障害者控除: 特別障害者・同居特別障害者がある。

第一 令和 7 年度税制改正の基本的考え方

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

（1）個人所得課税のあり方

③ 人的控除をはじめとする各種控除の見直し

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、引き続き、格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮、働き方に対する中立性の確保、子育て世帯の負担への配慮といった観点から、歳出面を含めた政策全体での対応も踏まえつつ、人的控除をはじめとする各種控除のあり方について検討を行う。

また、高校生年代の扶養控除及びひとり親控除については、令和 8 年分の所得税及び令和 9 年度分の個人住民税は現行制度を維持し、その見直しについては、児童手当をはじめとする子育て関連施策との関係、所得税の所得再分配機能等の観点や令和 6 年度税制改正で示した考え方を踏まえつつ、令和 8 年度以降の税制改正において、各種控除のあり方の一環として検討し、結論を得る。

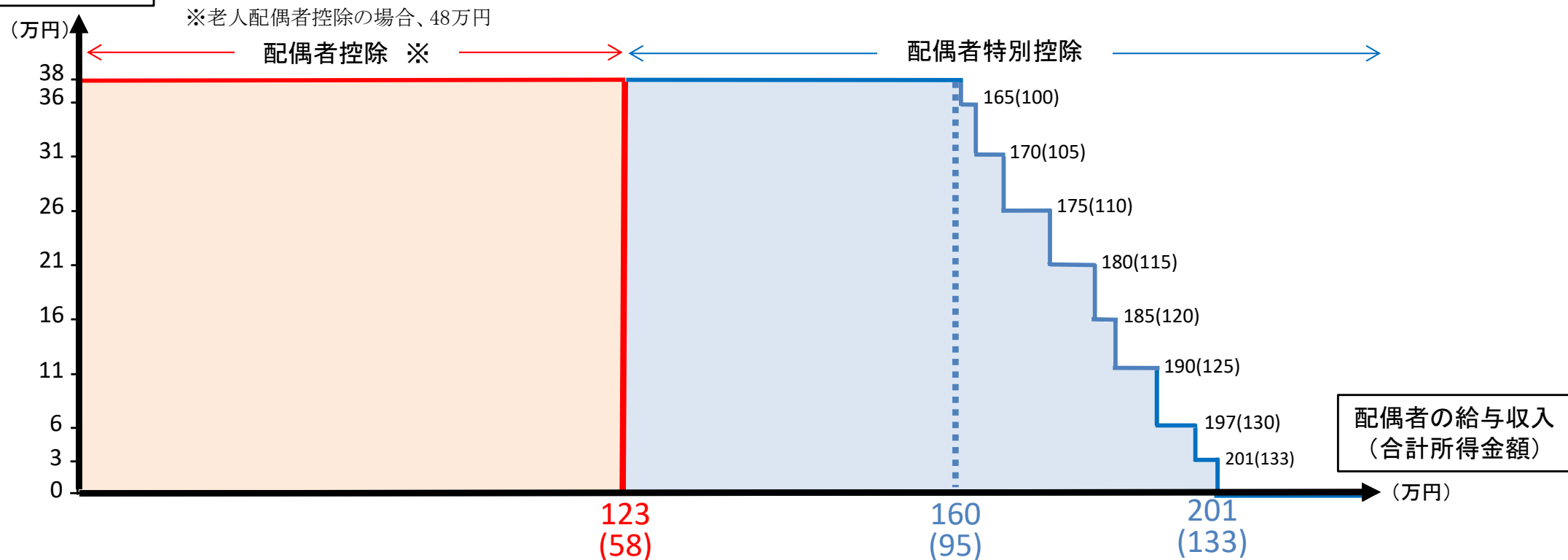
人的控除の種類及び概要

		改正年度 (所得税)	対 象 者	控 除 額		本人の所得要件
				所 得 税	住 民 税	
基 礎 的 な 人 的 控 除	基 礎 控 除	昭和22年 (1947年)	・本人	最高95万円 〔合計所得金額132万円以下:95万円 132万円超336万円以下:88万円 336万円超489万円以下:68万円 489万円超655万円以下:63万円 655万円超:58万円〕	最高43万円	合計所得金額2,500万円以下 〔所得税:2,350万円超から 住民税:2,400万円超から 控除額が通減〕
	配 偶 者 控 除 一般の控除対象配偶者 老人控除対象配偶者	昭和36年 (1961年) (昭和36年) (1961年) 昭和52年 (1977年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が58万円以下である配偶者 (控除対象配偶者)を有する者 ・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者 ・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	最高38万円 最高48万円	最高33万円 最高38万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)
	配 偶 者 特 別 控 除	昭和62年 (1987年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が58万円を超え133万円以下である配偶者を有する者	最高38万円	最高33万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)
	扶 養 控 除 一般の扶養親族 特定扶養親族 老人扶養親族	昭和25年 (1950年) (昭和25年) (1950年) 昭和63年 (1988年) 昭和47年 (1972年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が58万円以下である親族等 (扶養親族)を有する者 ・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者 ・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者 ・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	38万円 63万円 48万円	33万円 45万円 38万円	— — — —
	(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+10万円	+7万円	—
	特 定 親 族 特 別 控 除	令和7年 (2025年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が58万円を超え123万円以下である年齢が19歳以上23歳未満の親族等を有する者	最高63万円	最高45万円	—
	障 害 者 控 除 (特別障害者控除) (同居特別障害者控除)	昭和25年 (1950年) 昭和43年 (1968年) 昭和57年 (1982年)	・障害者である者 ・障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者 ・特別障害者である者 ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者 ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	27万円 40万円 75万円	26万円 30万円 53万円	— — —
	寡 婦 控 除	昭和26年 (1951年)	①夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者 ②夫と死別した後婚姻をしていない者 ※ひとり親に該当する者は除く ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	27万円	26万円	合計所得金額500万円以下
特 別 な 人 的 控 除	ひ と り 親 控 除	令和2年 (2020年)	・現に婚姻をしていないもので、かつ、生計を一にする子(総所得金額等が58万円以下)を有する者 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	35万円	30万円	合計所得金額500万円以下
	勤 労 学 生 控 除	昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	27万円	26万円	合計所得金額85万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下

配偶者控除・配偶者特別控除の概要

- 配偶者の所得の大きさに応じて控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除により、配偶者の収入が123万円を超えても世帯の手取りは逆転しない。
- 納税者本人の所得制限を設けることにより、高所得者には控除が適用されない。

納税者本人の
受ける控除額



納税者本人の
所得制限

配偶者控除・配偶者特別控除の額は給与収入1,095万円(合計所得金額900万円)から逡減開始し、給与収入1,195万円(合計所得金額1,000万円)で消失する。

(平成29年度改正以前は配偶者控除に所得制限はなく、配偶者特別控除は給与収入1,195万円(合計所得金額1,000万円)で消失)

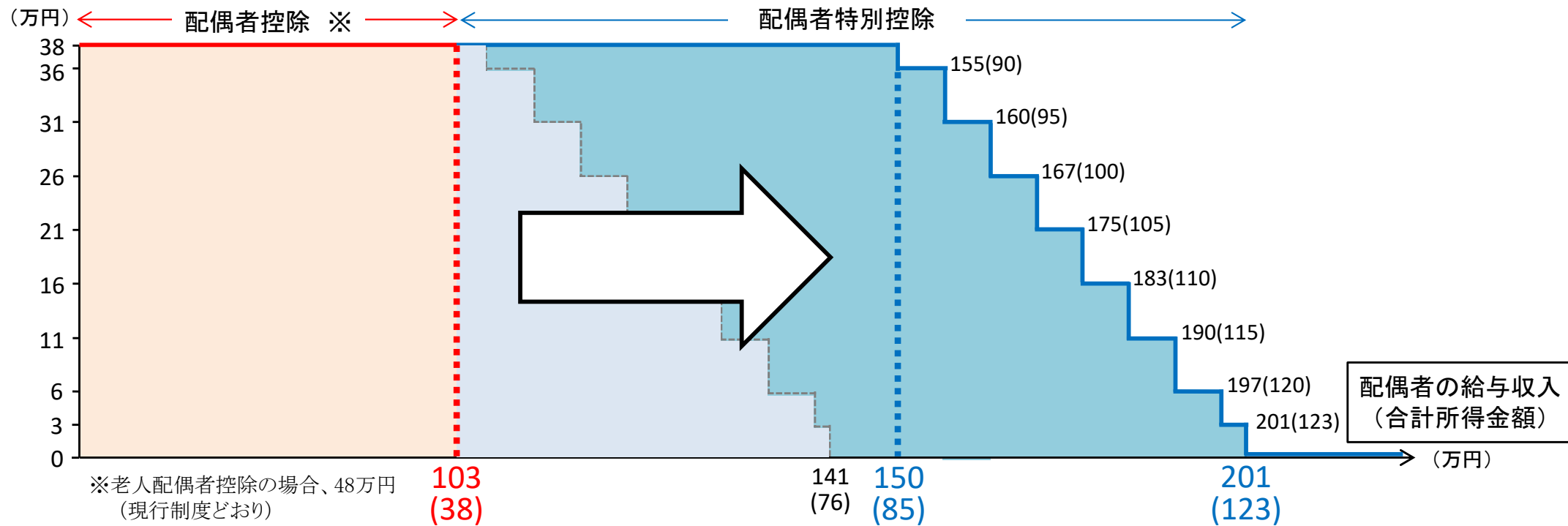
(注1) 納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,095万円(900万円)以下の場合の「控除額」を、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①1,095～1,145万円(900～950万円)の場合には、その控除額の2/3、②1,145～1,195万円(950～1,000万円)の場合には、その控除額の1/3とし、③1,195万円(1,000万円)を超える場合には消失。(控除額は1万円未満切上げ)。

(注2) 上記の給与収入及び給与所得の金額は、平成30年度改正による給与所得控除についての基礎控除への振替及び控除額の上限の引下げ(令和2年(2020年)分以後の所得税について適用)の適用後の数字である。なお、納税者本人の給与収入の計算にあたっては、所得金額調整控除(給与収入が850万円超で、23歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族等を有する者等について適用)の適用がないものとしている。

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（平成29年度改正）

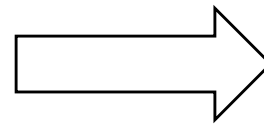
- 就業調整を巡る喫緊の課題に対応するため、配偶者特別控除について、所得控除額38万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を85万円（給与所得のみの場合、給与収入150万円）まで引き上げた。
- 同時に、配偶者控除・配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性の観点から、納税者本人の所得制限を設けた。

納税者本人の
受ける控除額



納税者本人の
所得制限

見直し前: なし
(配偶者特別控除は、給与1,220万円
(合計所得金額1,000万円)で消失)



見直し後:
給与1,120万円(合計所得金額900万円)から逡減開始し、
給与1,220万円(合計所得金額1,000万円)で消失

(注) 納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)超1,220万円(1,000万円)以下の場合でも控除が受けられることとし、控除額が逡減・消失する仕組みとする。具体的には、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)以下の場合の「控除額」を、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①1,120～1,170万円(900～950万円)の場合にはその控除額の2/3、②1,170～1,220万円(950～1,000万円)の場合にはその控除額の1/3とし、③1,220万円(1,000万円)を超える場合には消失することとする。(控除額は1万円未満切上げ)

(※) 上記の給与収入及び給与所得の金額は、平成30年度改正による給与所得控除についての基礎控除への振替及び控除額の上限の引下げ(令和2年(2020年)分以後の所得税について適用)の適用前の数字である(平成30年度改正を適用すると、納税者本人の給与収入が1,095万円から逡減開始し、1,195万円で消失する)。

主要先進国における配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み等の概要

(2025年1月現在)

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
配偶者の存在を考慮した税制上の仕組み	配偶者（特別）控除 （最大38万円）	夫婦単位課税 （実質的な二分二乗方式） の選択	婚姻控除（注1） （25万円）	夫婦単位課税 （二分二乗方式） の選択	世帯単位課税 （N分N乗方式） （注3）
課税単位	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税 （実質的な二分二乗方式） の選択制	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税 （二分二乗方式） の選択制	世帯単位課税 （N分N乗方式） （注3）
（参考） 私有財産制度	夫婦別産制	州により異なる	夫婦別産制	夫婦別産制（注2）	法定共通制（注4）

(注1) 英国では、自らの所得が基礎控除額(12,570ポンド(246万円)：高所得者については控除額が通減・消失)を下回る場合、1,260ポンド(25万円)を自らの基礎控除から減額し、同額を配偶者(所得税の最低税率である20%が適用される者が対象。給与所得者の場合、給与所得が50,270ポンド(985万円)以下の者。)の基礎控除に上乗せできる。

(注2) ドイツでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは原則夫婦別産制。

(注3) フランスでは、家族除数(N)は単身者の場合1、夫婦の場合2、夫婦子1人の場合2.5、夫婦子2人の場合3、以降被扶養児童が1人増すごとに1を加算する。

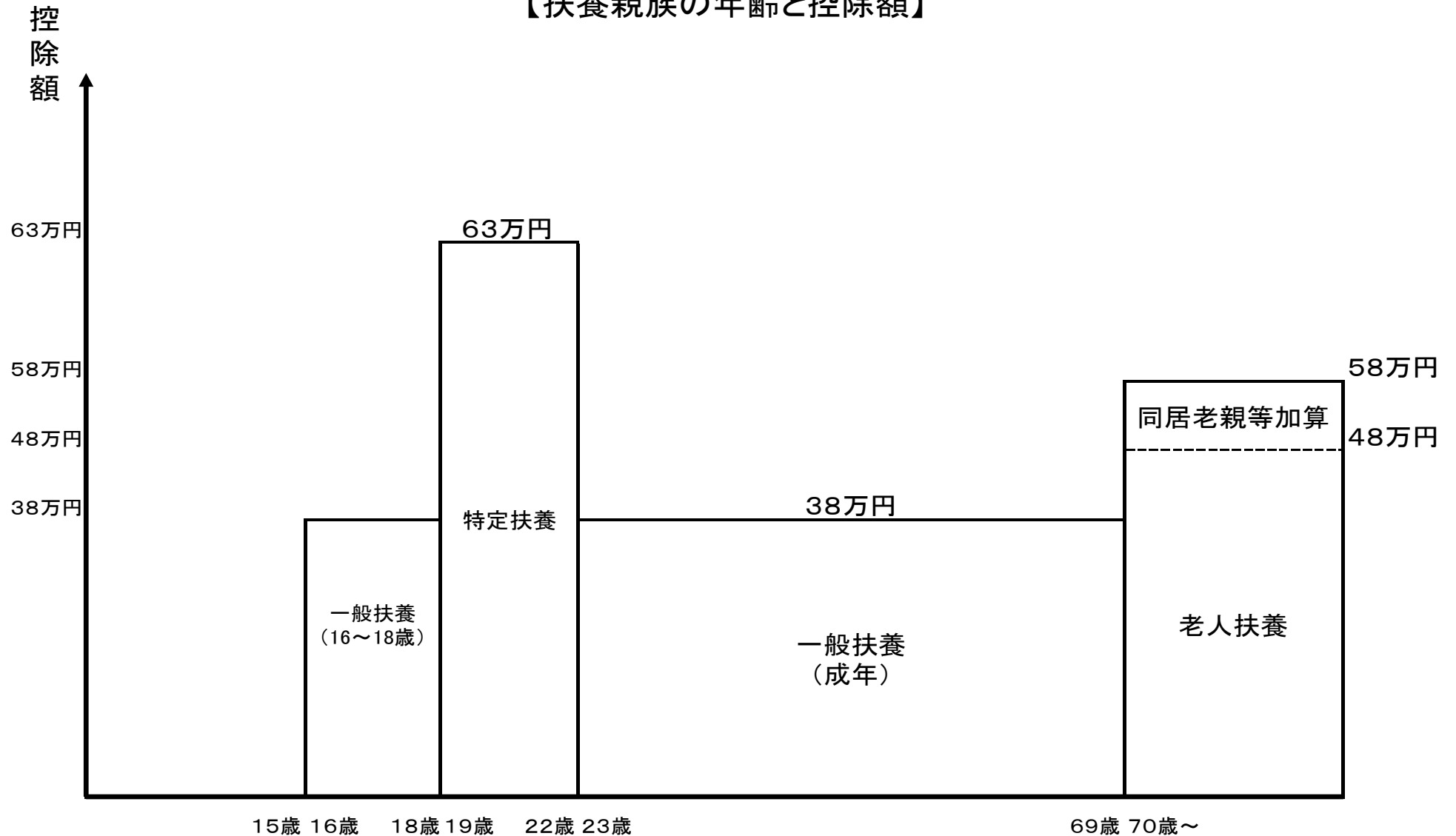
(注4) フランスでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは原則法定共通制(婚姻後に取得する財産は、原則として夫婦双方に競合的に管理権が存する共通財産となる。)

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド＝196円(裁定外国為替相場：令和7年(2025年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

扶養控除の概要

- 自己と生計を一にする扶養親族を有する納税者に対して、その担税力の減殺を調整する趣旨。
－「わが国税制の現状と課題－令和時代の構造変化と税制のあり方－」(政府税制調査会 令和5年6月)
- 対象となる扶養親族：生計を一にし、かつ、合計所得金額が58万円以下である親族等。

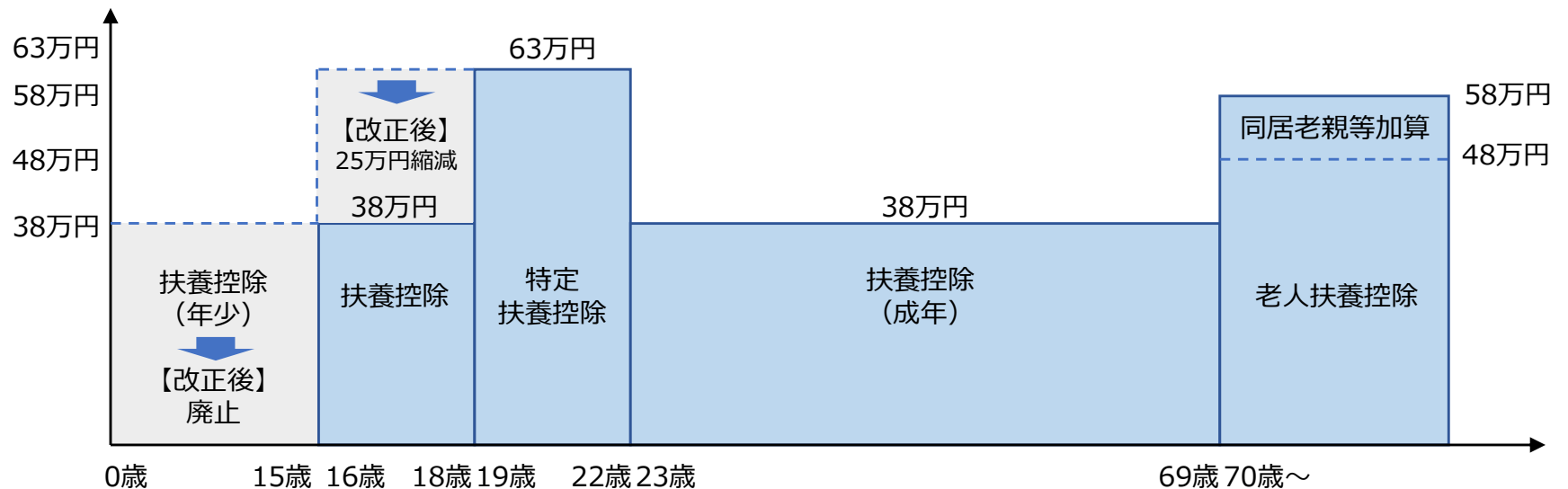
【扶養親族の年齢と控除額】



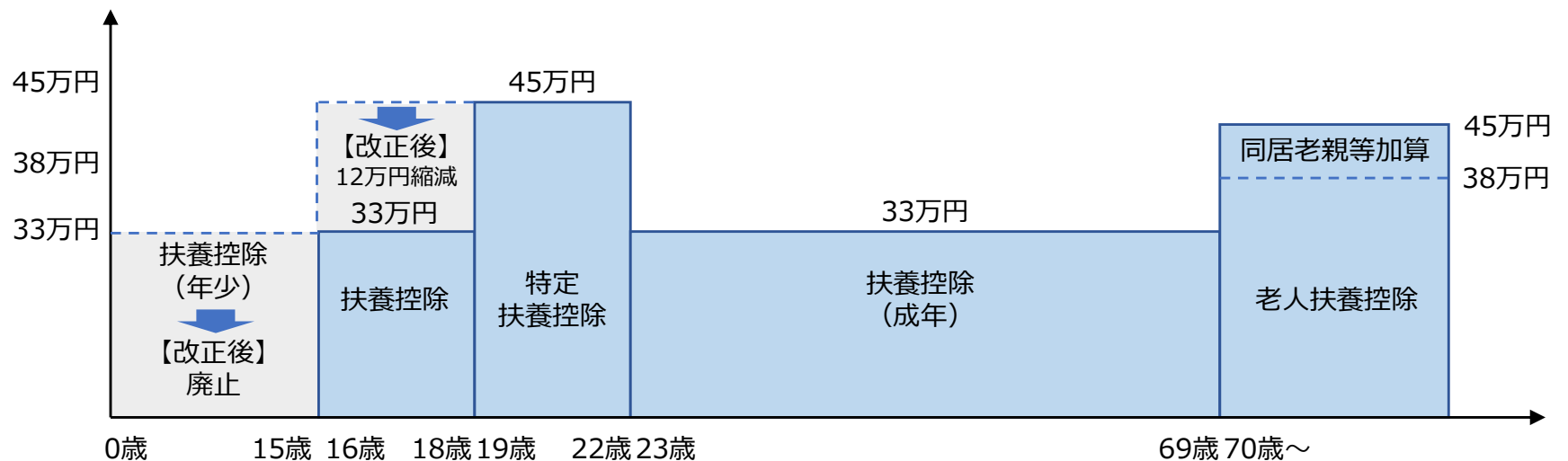
扶養控除の見直し（平成22年度改正）

- 「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族（～15歳）に対する扶養控除（38万円）を廃止。
 - 高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止。
- ※ 「子ども手当」は平成22年4月から給付開始。扶養控除の見直しについては、所得税は平成23年分から、住民税は平成24年度分から適用。

扶養控除 （所得税）

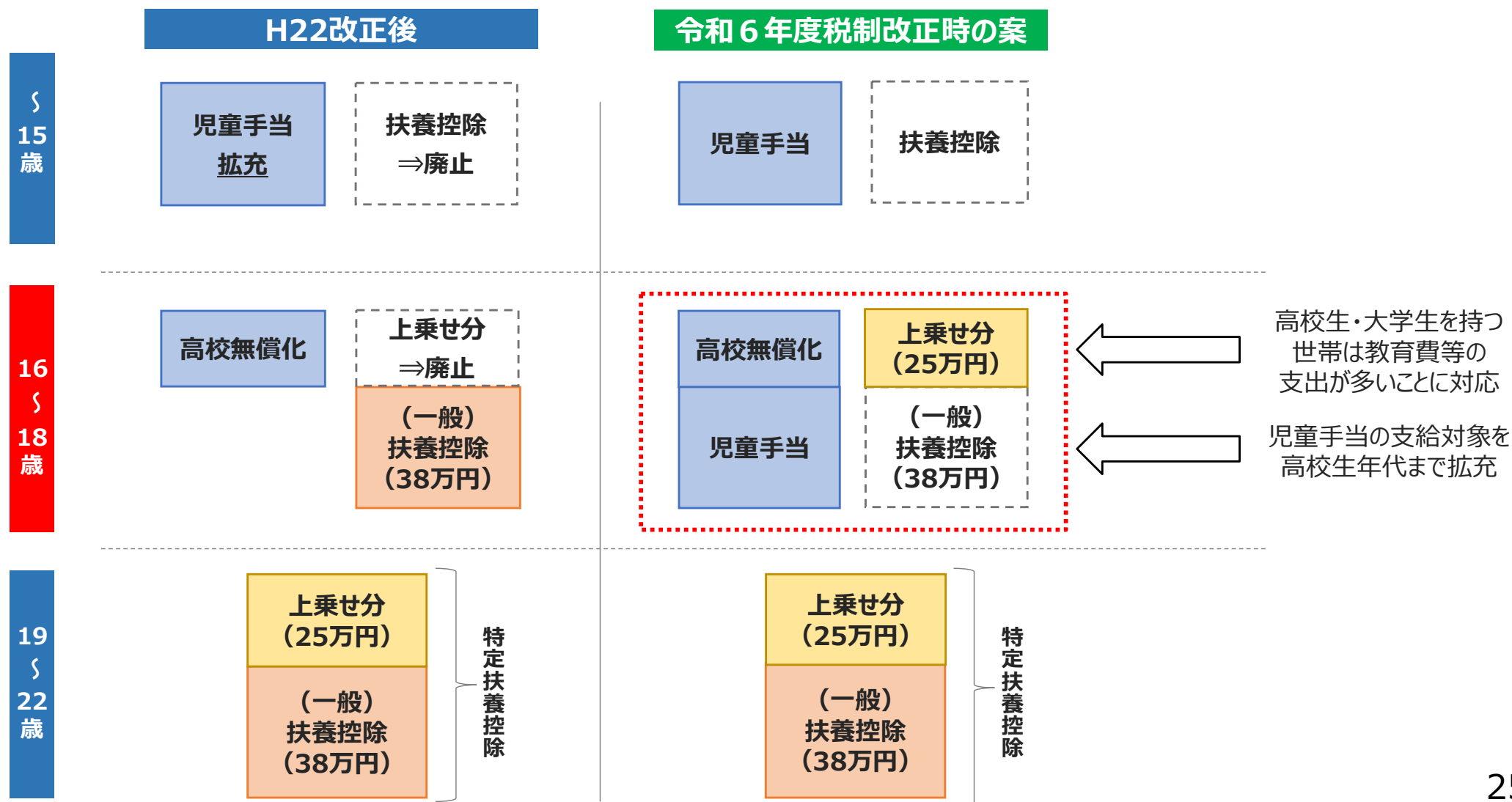


扶養控除 （住民税）



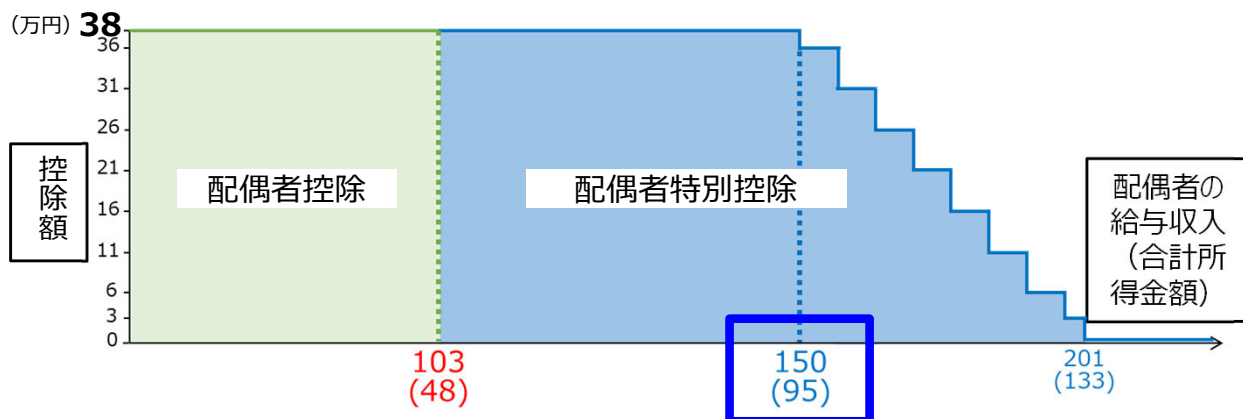
令和6年度税制改正時の議論〔令和8年度税制改正以降において結論を得る〕

- 16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元する。
- 高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図る。



「扶養している」側の税負担

「扶養される側」が配偶者の場合

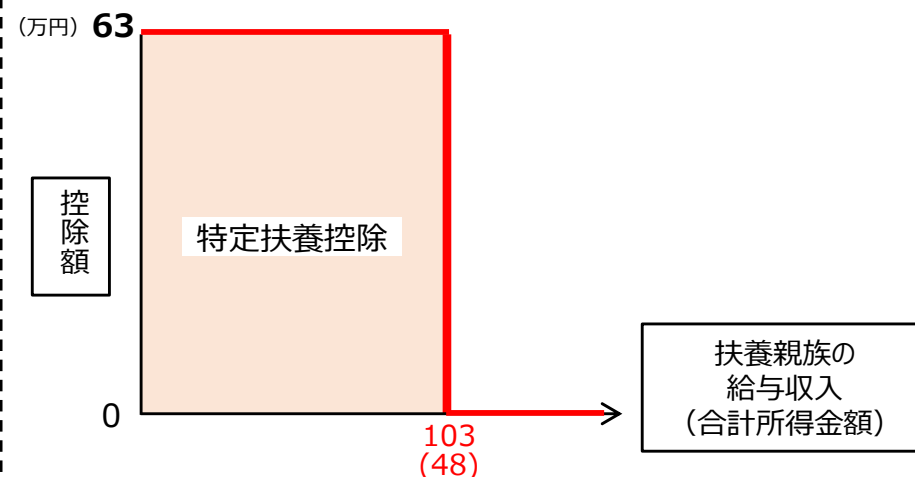


- 「扶養する側」の税負担が増加するのは、「扶養される側」の配偶者の給与収入が **103万円ではなく、150万円**を超えた場合。
- 150万円を超えても、配偶者の収入の大きさに応じて控除額が段階的に減少する配偶者特別控除により、**世帯の手取りは逆転しない**。

「扶養する側」の納税者に適用される控除は、「扶養される側」の配偶者の給与収入が

- 103万円以下の場合：配偶者控除（38万円）、
- 103万円超～201万円以下の場合：配偶者特別控除（38万～0円）

「扶養される側」が特定扶養親族（19～22歳の親族）の場合



- 「扶養する側」の税負担が増加するのは、「扶養される側」の給与収入が **103万円**を超えた場合。
- 「扶養される側」の給与収入が103万円を超えた場合、「扶養する側」の納税者の税負担が**控除額全額分**（63万円に税率を乗じた額）**が一度に増加し、世帯の手取りが逆転**。

「扶養されている」側の税負担

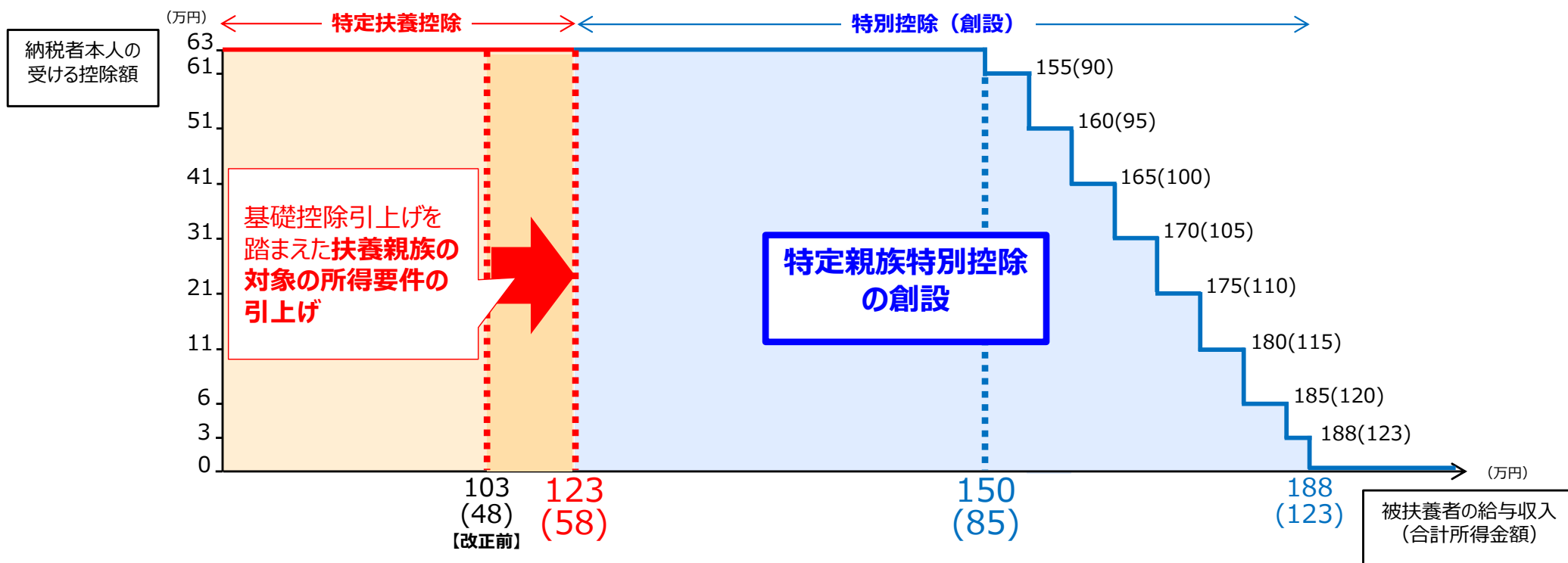
- 配偶者であるか扶養親族であるかを問わず、**給与収入が103万円**（基礎控除（48万円）＋給与所得控除（55万円））**を超えた部分に税率**（国税5%～）をかけた額
- ※ **学生**については、**給与収入が130万円以下である場合には、勤労学生控除（27万円）が適用されるため、税負担が生じない**。ただし、給与収入が130万円を超える場合には、給与収入が103万円を超えた部分について税負担が生ずる。

特定扶養控除の見直し・特定親族特別控除の創設等（令和7年度改正）

19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円に相当）までは、親等が**特定扶養控除と同額（63万円）**の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の**合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組み（特定親族特別控除）**を導入する。

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、基礎控除と同額であった48万円（給与収入103万円に相当）を、**基礎控除の引上げを踏まえ、58万円（給与収入123万円に相当）**とする。
源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用する。

新たな控除のイメージ



（注）上記の給与収入及び合計所得の金額は、令和7年度改正による給与所得控除の最低保障額の引上げ（+10万円）適用後の金額である（【改正前】の部分を除く。）。

障害者控除

【制度の概要】

- 納税者またはその同一生計配偶者もしくは扶養親族が「障害者」に該当する場合には、「障害者控除」として所得控除ができる。

【控除額】

国：	一般の障害者の場合 1 人につき	27万円
	特別障害者の場合 1 人につき	40万円
	同居特別障害者の場合 1 人につき	75万円
地方：	一般の障害者の場合 1 人につき	26万円
	特別障害者の場合 1 人につき	30万円
	同居特別障害者の場合 1 人につき	53万円

(注) 同居特別障害者とは、特別障害者で、かつ、その納税者またはその納税者の配偶者もしくはその納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者をいう。

【「障害者」の要件】

- ① 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
- ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ほか

【「特別障害者」の要件】

- ① 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が 1 級または 2 級である者として記載されている者
- ② 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が 1 級である者として記載されている者 ほか

寡婦控除

【制度の概要】

- 納税者が「寡婦」に該当する場合には、「寡婦控除」として所得控除ができる。

【控除額】

国： 27万円
地方： 26万円

【「寡婦」の要件】

- 「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに該当し、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（注）
がないこと
 - ・ 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる者で、合計所得金額が500万円以下の者
 - ・ 夫と死別した後婚姻をしていない者または夫の生死が明らかでない一定の者で、合計所得金額が500万円以下の者

（注）住民票の続柄の「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載で判別

ひとり親控除

【制度の概要】

- 納税者が「ひとり親」に該当する場合には、「ひとり親控除」として所得控除ができる。

【控除額】

国： 35万円
地方： 30万円

【「ひとり親」の要件】

- ① 次のいずれかに該当すること
 - ・ 現に婚姻をしていない者
 - ・ 配偶者の生死の明らかでない者
- ② 生計を一にする子（注1）を有すること
- ③ 合計所得金額500万円以下
- ④ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（注2）がいないこと

（注1）総所得金額等が48万円以下であり、他の者の扶養親族又は同一生計配偶者とされていない子

（注2）住民票の続柄の「夫（未届）」「妻（未届）」の記載で判別

勤労学生控除

【制度の概要】

- 納税者が「勤労学生」に該当する場合には、「勤労学生控除」として所得控除ができる。

【控除額】

国： 27万円

地方： 26万円

【「勤労学生」の要件】

- 次のいずれかに該当する者で、自己の給与所得等^(注)があり、かつ、合計所得金額が85万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の者
 - ① 学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校などの学生、生徒、児童
 - ② 学校法人等により設置された専修学校、各種学校の生徒で一定の課程を履修する者
 - ③ 職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける者で一定の課程を履修する者

(注) 自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得

所得控除、税額控除、ゼロ税率

所得控除

所得金額から控除を行うことで
一定金額までの所得について
税負担を求めないこととする方式
(例) アメリカ、イギリス

所得金額

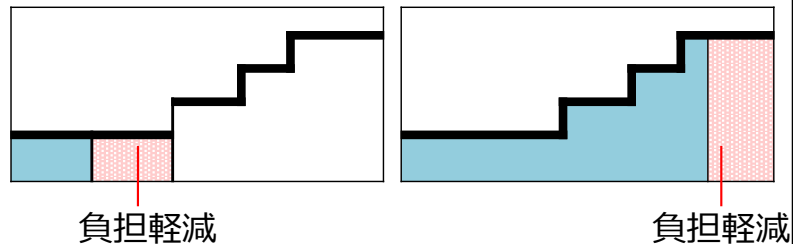


所得控除

課税所得



累進税率を適用



高所得者ほど大

税額控除

一定の所得金額に最低税率を
乗じた金額を税額から控除する
ことにより税負担を軽減する方式
(例) カナダ

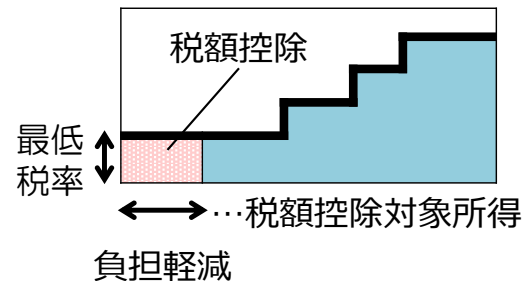
所得金額

||

課税所得



累進税率を適用



ゼロ税率

課税所得の一部にゼロ税率を
適用することにより税負担を
求めないこととする方式
(例) ドイツ、フランス

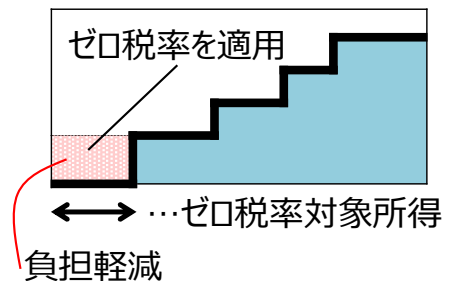
所得金額

||

課税所得



所得控除なしで
累進税率を適用



所得水準によらず一定

各方式の考え方と論点

所得控除

- 所得金額によらず、一定の金額を所得金額から控除。
- 所得のうち本人及びその家族の最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力を持たないという憲法25条の生存権の保障の租税法における現れ。
- 所得金額から所得控除額を差し引いた「課税所得」を担税力の指標（物差し）として位置づけ、同じ「課税所得」に同じ税負担を求める仕組み。
- どのような者に同じ税負担を求めるのが分かりやすい。
- 税負担軽減効果は金額ベースでは高所得者ほど大きい、割合ベース^(※)では高所得者ほど減少。

(※) 所得税額全体に占める所得控除による税負担軽減額の割合。

(参考) 基礎控除58万円による税負担軽減効果

- 単身で年収300万円(限界税率5%)の場合
 - ・ 税負担軽減額: 2.9万円
 - ・ 基礎控除がない場合の所得税額に占める割合:
 $2.9\text{万円} / 7.9\text{万円} = 36.9\%$
- 単身で年収2,000万円(限界税率33%)の場合
 - ・ 税負担軽減額: 19.1万円
 - ・ 基礎控除がない場合の所得税額に占める割合:
 $19.1\text{万円} / 388.6\text{万円} = 4.9\%$

税額控除

- 所得金額によらず、一定の金額を所得税額から控除する効果。
- 所得再分配機能を大きく高める観点から、税負担軽減効果は、金額ベースで一定であるべきとの考え方に基づく仕組み。
- 同じ規模の財源であれば、所得再分配機能は、所得控除方式より高い。
- 基礎控除全額を置き換えるような場合、幅広い収入階級層にとって税負担増。特に高所得者層は大幅な増税となる。
- 税額計算の過程で、所得計算上の控除（給与所得控除等）と税額控除が混在することとなる。
- 課税最低限を算出するには税額を税率で割り返すという作業が必要となり、わかりづらい。

ゼロ税率

- 個人単位課税の下では、ゼロ税率が適用される課税所得の額の大きさについて、家族構成等を反映させることについては実務的な課題が大きい。
- 基礎控除はゼロ税率方式を採用し、その他の人的控除は引き続き所得控除方式で対応する場合、税制が複雑化し、また、税理論の面からの整理にも課題がある。主要国で併存する例はない。

3. 個人所得課税の見直し

(1) 人的控除の控除方式のあり方

我が国の人的控除については、基本的に、所得の多寡によらず一定金額を所得から控除する所得控除方式が採用されているが、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しいのではないか、高所得者ほど税負担の軽減額が大きいことは望ましくないのではないかと指摘がある。

こうした指摘を踏まえ、「ゼロ税率方式」や「税額控除方式」、「逡減・消失型の所得控除方式」といった主要国における負担調整の仕組み^(参考)も参考にしつつ、我が国の人的控除の控除方式のあり方についても見直しに向けた検討を進めていくべきである。

(参考) 主要国における負担調整の仕組み

- ・ ドイツ、フランス等の諸外国においては、所得控除方式の基礎控除が存在しない一方、課税所得の一部にゼロ税率を適用する制度が導入されている。
- ・ カナダにおいては、基礎控除等の人的控除について、一定の所得金額が設定され、この額に最低税率を乗じた金額を税額から控除する仕組みが採用されている。こうした仕組みは、当該一定の所得金額が、最低税率が適用される所得のブラケットの範囲内であれば、ゼロ税率と同様の効果がある。
- ・ アメリカの人的控除やイギリスの基礎控除においては、所得控除の仕組みとしたままで、控除額に一定の上限を設け、所得の増加に応じて控除額を逡減・消失させる仕組み(逡減・消失型の所得控除方式)が採用されている。

なお、見直しの方向性として、簡素な仕組みとする観点から収入にかかわらず税負担の軽減額が一定となる「税額控除方式」とすべきとの意見があった一方、平成29年度改正における配偶者控除等の見直しを含め、現在の所得控除方式は広く定着していることを重視する観点から、所得控除方式を維持しつつ高所得者について税負担の軽減額が逡減・消失する「逡減・消失型の所得控除方式」とすべきとの意見もあった。いずれの方式を採用するにせよ、垂直的公平に寄与するものであり、見直しの意義や効果について国民の理解を広げていくことが重要である。個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、引き続き、格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮、働き方に対する中立性の確保、子育て世帯の負担への配慮といった観点から、歳出面を含めた政策全体での対応も踏まえつつ、人的控除をはじめとする各種控除のあり方について検討を行う。

第2部 個別税目の現状と課題

I. 個人所得課税

2. 個人所得課税の課題

(2) 所得再分配機能の適切な発揮の観点からの検討

…所得控除については、働き方の多様化への対応や所得再分配機能の向上の観点から、平成29年度税制改正や平成30年度税制改正において人的控除の見直しが行われたところですが、その影響も見極めつつ、引き続き、所得控除のあり方を検討していくことが求められます。…

<参考:所得控除と税額控除>

所得税においては、個人の様々な事情を踏まえた担税力の減殺に対する斟酌や各種の政策上の配慮を行うため、課税対象となる所得を計算する過程で一定の金額を所得から控除する所得控除方式が採用されています。この所得控除方式による諸控除のうち人的控除については、納税者の家族構成などの事情に応じ、一定水準までの所得には課税しないこととするための機能や、税負担の累進性を確保する機能を有する反面、適用される限界税率が高い高所得者ほど軽減される税額が大きくなるという特徴があります。

諸外国の個人所得課税においても、我が国と同様に、納税者の家族構成などの事情を踏まえつつ、一定水準までの所得には課税しないという考え方に立っていますが、①ドイツやフランス等で採用されているゼロ税率方式、②カナダで採用されている税額控除方式(一定の所得金額に最低税率を乗じたい金額を税額から控除する方式)、③アメリカの人的控除、イギリスの基礎控除で採用されている逡減・消失型の所得控除方式など、その方式は様々です。

4. 金融所得を巡る現状

第2部 個別税目の現状と課題

I. 個人所得課税

1. 個人所得課税の概要

(4) 金融所得課税の一体化等

金融所得課税については、金融商品間の垣根が低くなる中、税負担に左右されずに金融商品を選択することを可能とするとともに、投資リスクの軽減を図る観点から、金融商品間の税率等の課税方式を均衡化するとともに、利益と損失の損益通算も可能とするため、金融所得課税の一体化が進められてきました。

具体的には、平成15（2003）年からは、上場株式等の譲渡所得の申告分離課税への一本化が行われたほか、特定口座制度も導入され、上場株式等の譲渡所得の申告不要制度も導入されました。平成21（2009）年からは、上場株式等の配当所得につき、大口株主の場合を除き、分離課税や申告不要が適用できることとなり、上場株式等の譲渡損失と配当等との損益通算も可能となりました。

「貯蓄から投資へ」との観点から、金融所得課税の一体化の取組みの中で、平成25年度税制改正において、国・地方を合わせた10%の軽減税率適用を廃止し、本則の20%に戻すこととあわせて、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度（NISA）の創設や、金融所得課税の一体化の拡充（特定公社債等の譲渡所得等への20%の申告分離課税又は申告不要の適用及び損益通算範囲の拡大）が行われました。…

主な個人向け金融商品に対する課税方式 [概要]

	所得の種類	課税方式	源泉徴収税率 (国税+地方税)
上場株式の配当（大口以外） 公募株式投資信託の収益分配金	配当所得	・ 総合課税（又は申告不要） ・ 申告分離課税	20%
上場株式の譲渡益 公募株式投資信託の譲渡益	譲渡所得	申告分離課税（又は申告不要）	20%
預貯金の利子	利子所得	源泉分離課税	20%
特定公社債の利子 公募公社債投資信託の収益分配金	利子所得	申告分離課税（又は申告不要）	20%
割引債の償還差益	譲渡所得	申告分離課税（又は申告不要）	20%
特定公社債の譲渡益 公募公社債投資信託の譲渡益	譲渡所得	申告分離課税（又は申告不要）	20%

諸外国における金融所得の課税方法

(2025年 8月現在)

	アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス	
利子課税	総合課税	10～37%	申告分離 (段階的課税)	0、20、40、45%	申告不要 (源泉徴収) ※総合課税も 選択可	26.4% 〔所得税：25% + 連帯付加税： 税額の5.5%〕	申告分離と 総合課税との 選択制	〔申告分離課税〕 12.8% 又は 〔総合課税〕 0～45%
配当課税	申告分離 (段階的課税)	0、15、20%	申告分離 (段階的課税)	8.8、33.8、39.4%				
株式譲渡益 課税		※株式譲渡益は、 12ヶ月以下保有 の場合、 総合課税 (10～37%)	申告分離 (段階的課税)	18、24%				

(注) アメリカについては、連邦税のみ記載。州・地方政府税については、税率等は各々異なる。

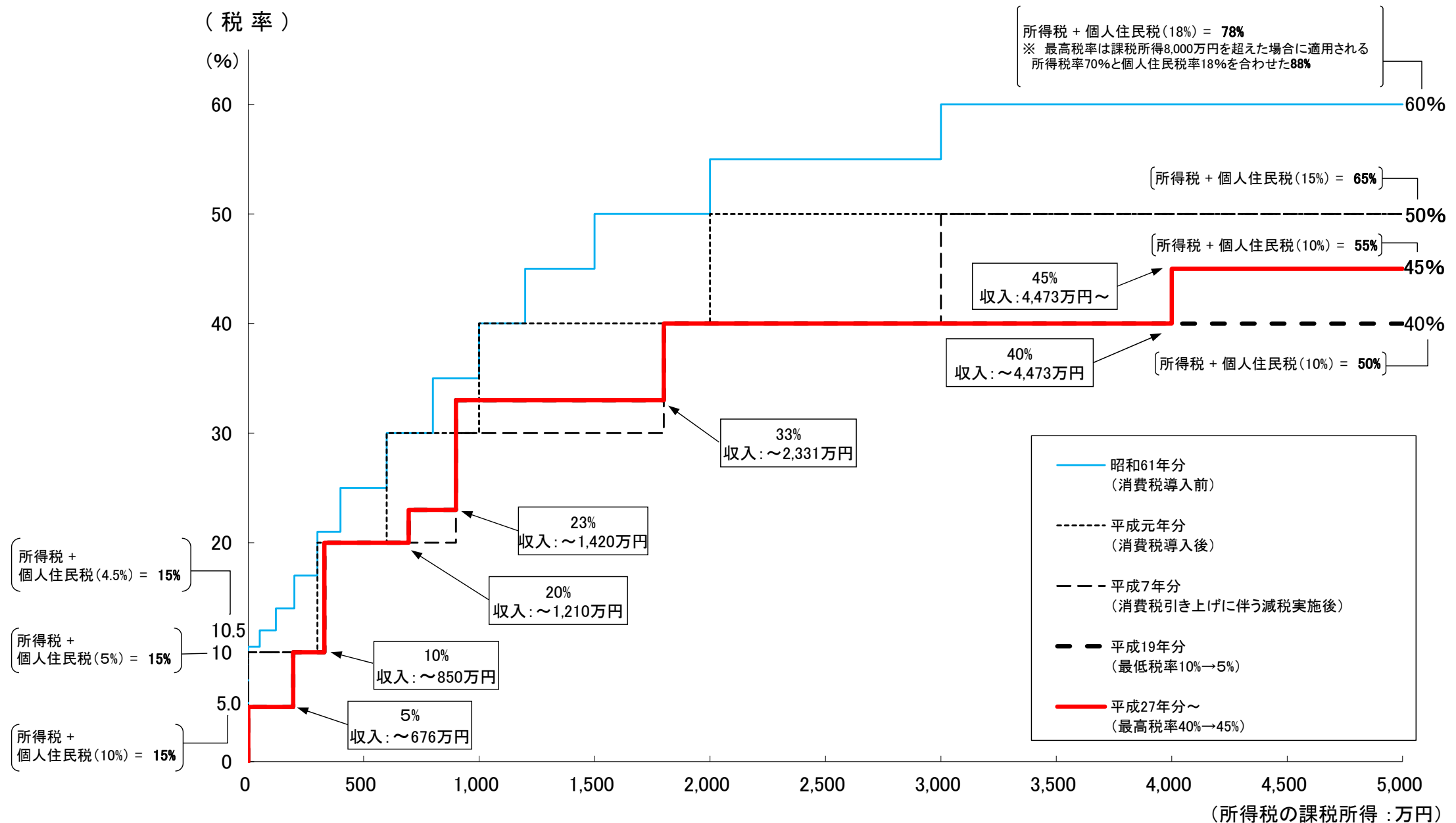
(参考) 金融所得の把握方法の概要

納税者 →税務当局	金融所得含む全ての所得について、 <u>確定申告が必要</u>	金融所得がある者は、 <u>確定申告等が必要</u> ^(注)	源泉分離選択の場合、確定申告不要 総合課税選択の場合、金融所得含む全ての所得について、 <u>確定申告が必要</u>	金融所得含む全ての所得について、 <u>確定申告が必要</u>
金融機関 →税務当局	<u>利子・配当・譲渡益</u> にかかる調書を税務当局に提出	<u>利子</u> にかかる調書を税務当局に提出	<u>利子・配当・譲渡益</u> にかかる調書を税務当局に提出	<u>利子・配当・譲渡益</u> にかかる調書を税務当局に提出

(注) 給与所得者が一定額以下の利子・配当収入を得た場合、納税者自身が歳入関税庁に連絡してTax Code(その課税年度に適用される各納税者の税額の計算方法を示すコード番号。所得控除額を示す数字と使用する税率を示す英文字からなる)の変更の申出を行うこと等により、給与等の支払者による源泉徴収・支払税額調整制度(PAYE(Pay As You Earn))を通じて税額の調整が行われる。

5. 税率構造・税負担の在り方

所得税の税率構造の変遷



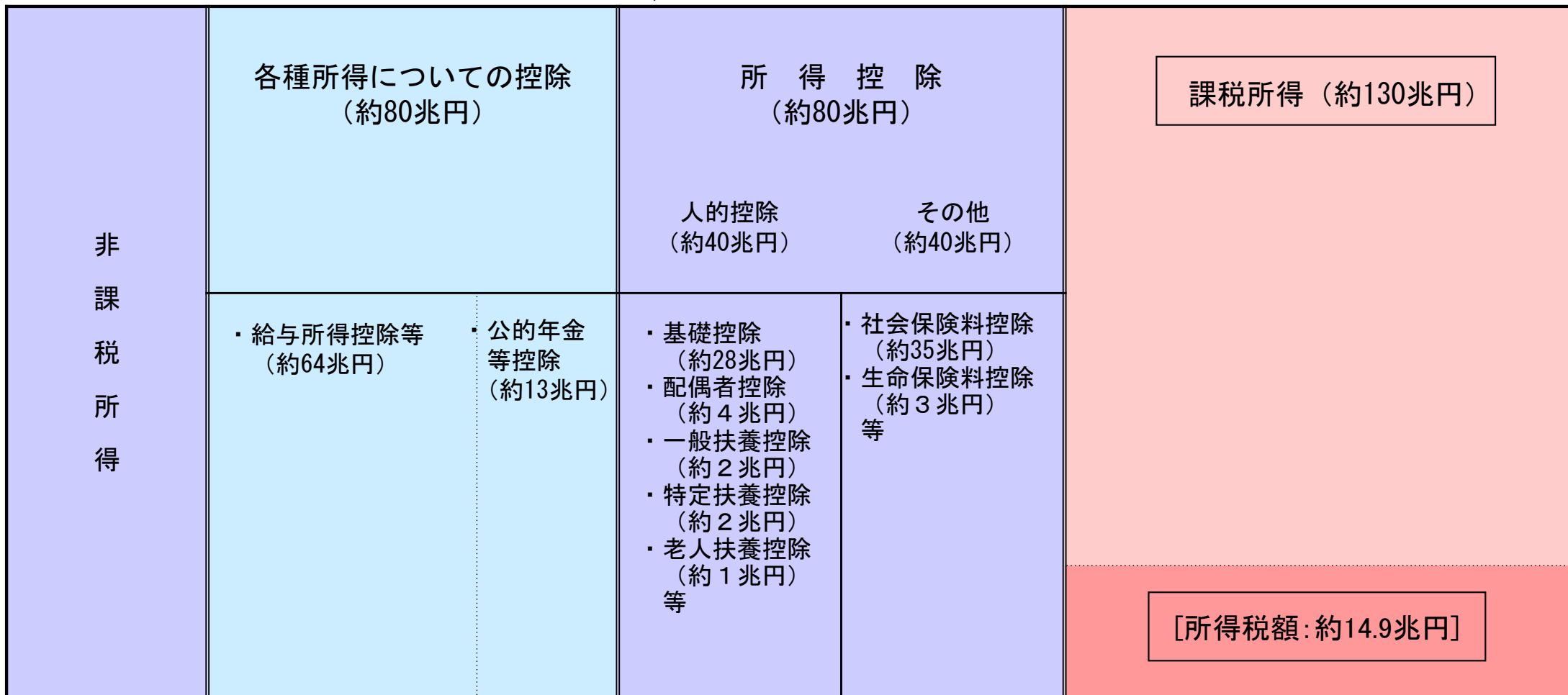
(注) 収入については、夫婦子2人(片働き)の給与所得者で、子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当するものとして計算している。

所得税の課税ベース及び諸控除のイメージ

課税対象となる収入約280兆円

(給与収入(約240兆円)、年金収入(約20兆円)、事業・不動産収入(所得ベースで約10兆円)等)

所得金額(約210兆円)



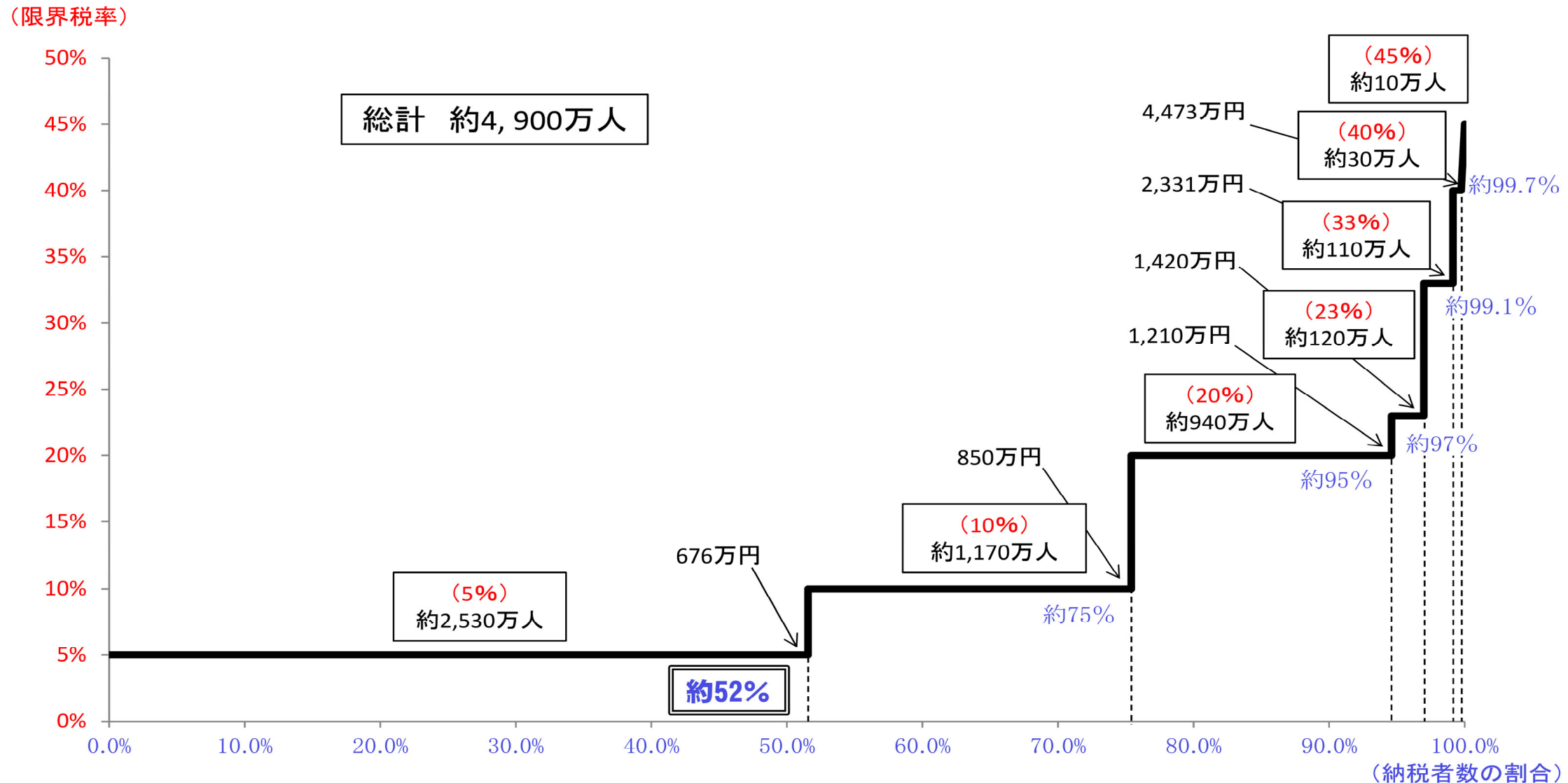
(注1) 計数は「令和5年度 市町村税課税状況等の調」(総務省)等を基に作成。

(注2) 上記計数は総合課税分(給与所得、雑所得(年金等)、事業所得、不動産所得 等)の納税者に係るものである。

⇒ 上記の所得税額に対し、約0.5兆円の税額控除(主として住宅ローン控除)が適用。

納税者の分布（所得税の限界税率ブラケット別）

○ 我が国の納税者について、所得税の限界税率ブラケットごとの分布を見ると、約半数が最低税率（５％）に、８割弱が10%までにあるなど、低税率に大きく偏っている。

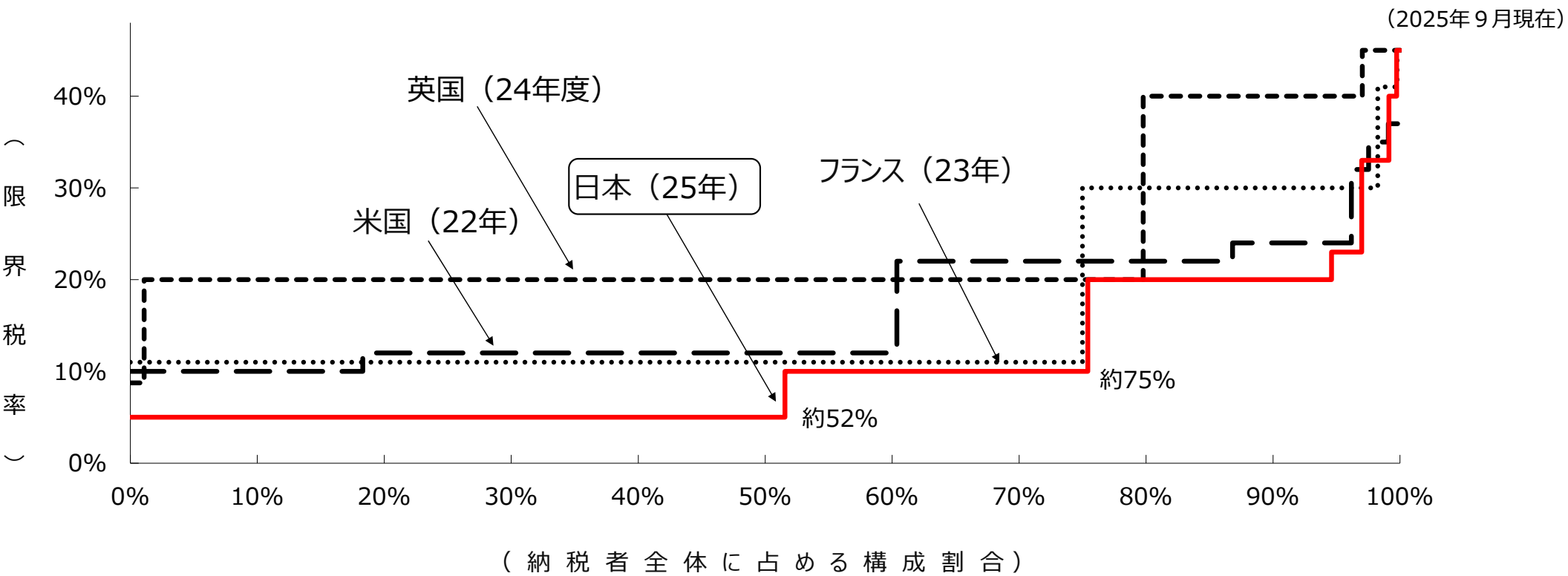


(注1) 令和7年度予算ベースの推計値である。

(注2) 矢印の金額は、夫婦子2人(片働き)の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当する場合の給与収入金額である。

納税者の分布（所得税の限界税率ブラケット別）の国際比較

○ 我が国の納税者の分布は、主要先進国と比較して、低税率（５％・１０％）に大きく偏っている。



限界税率		0%超～10%以下	10%超～20%以下	20%超
日	本（25年）	75%	19%	5%
米	国（22年）	18%	42%	40%
英	国（24年度）	1%	79%	20%
フ	ラ　　ン　　ス（23年）	0%	75%	25%

(注1) 日本 の データは、令和7年度予算ベースの推計値である。

(注2) 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成。

(注3) 各国の税率構造について、表中の課税期間においては、日本は7段階（5・10・20・23・33・40・45％）、米国は7段階（10・12・22・24・32・35・37％）、英国は3段階（20・40・45％）、フランスは5段階（0・11・30・41・45％）である。

(注4) 米国は個人単位と夫婦単位課税の選択制であり、フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。

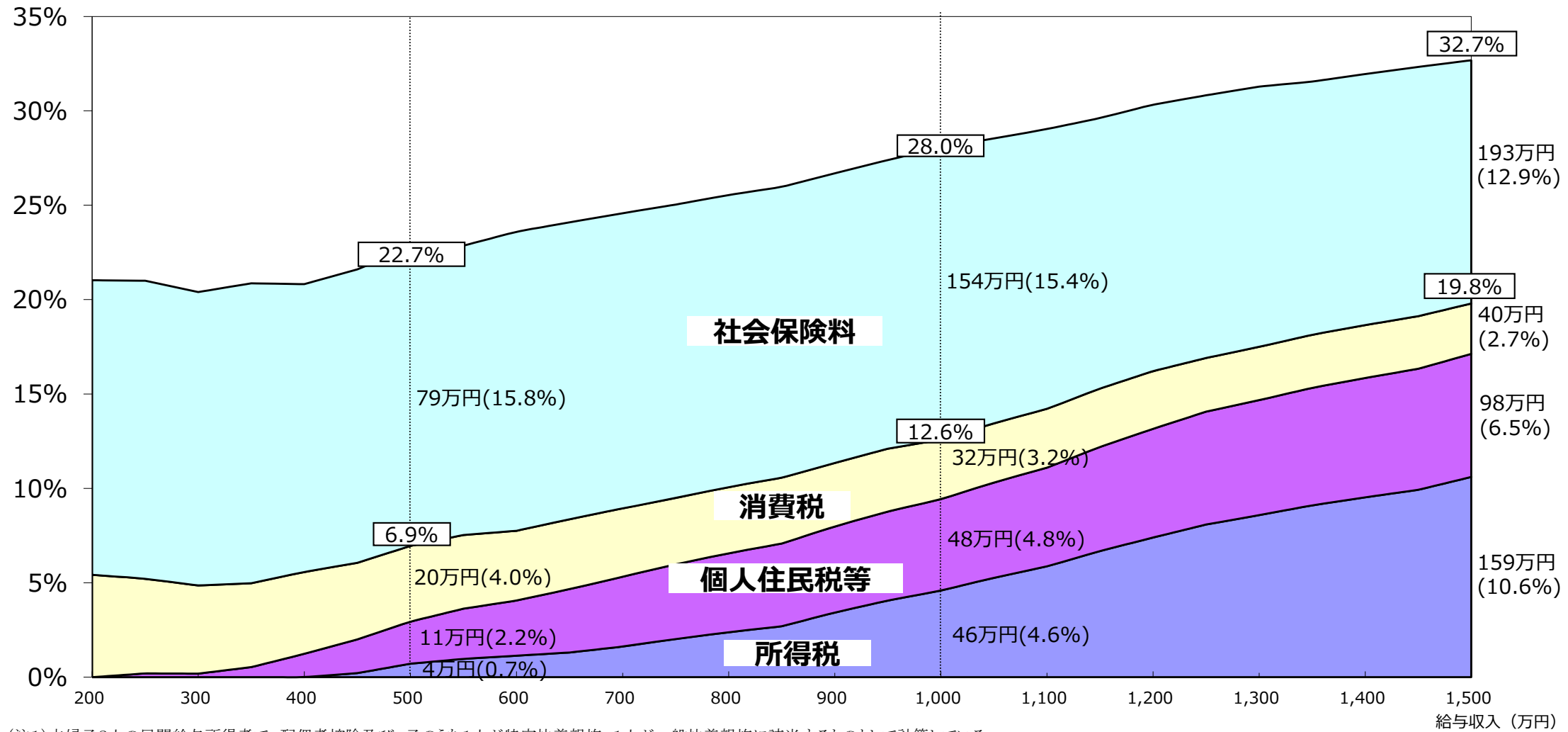
(注5) 英国では、限界税率「0%超～10%以下」に含まれるものとして「給与所得等がなく配当所得に8.75%の税率が課されている者」が存在するが、英国政府の税務統計の整理上、「給与所得等がなく、利子所得に対して20%の税率が課されている者」と合わせた人数のみ公表されており、上表の「0%超～10%以下」には後者も含んだ割合を記載している。

(注6) ドイツは課税所得に応じて税率が連続的に変化するため、記載していない。

(注7) 構成割合については、端数処理の関係で、合計値が一致しないことがある。

個人所得課税、社会保険料及び消費税を含めた実効負担率（給与収入 ～1,500万円）

- 個人が負担する税・保険料の在り方については負担面のみならず給付面とあわせて考えるべきであるが、収入階級ごとの所得税、住民税、消費税及び社会保険料の負担面のみに着目してみると、所得税負担は給与収入に対して累進的であり、低中所得者層にとっては住民税・社会保険料の負担が大きい。

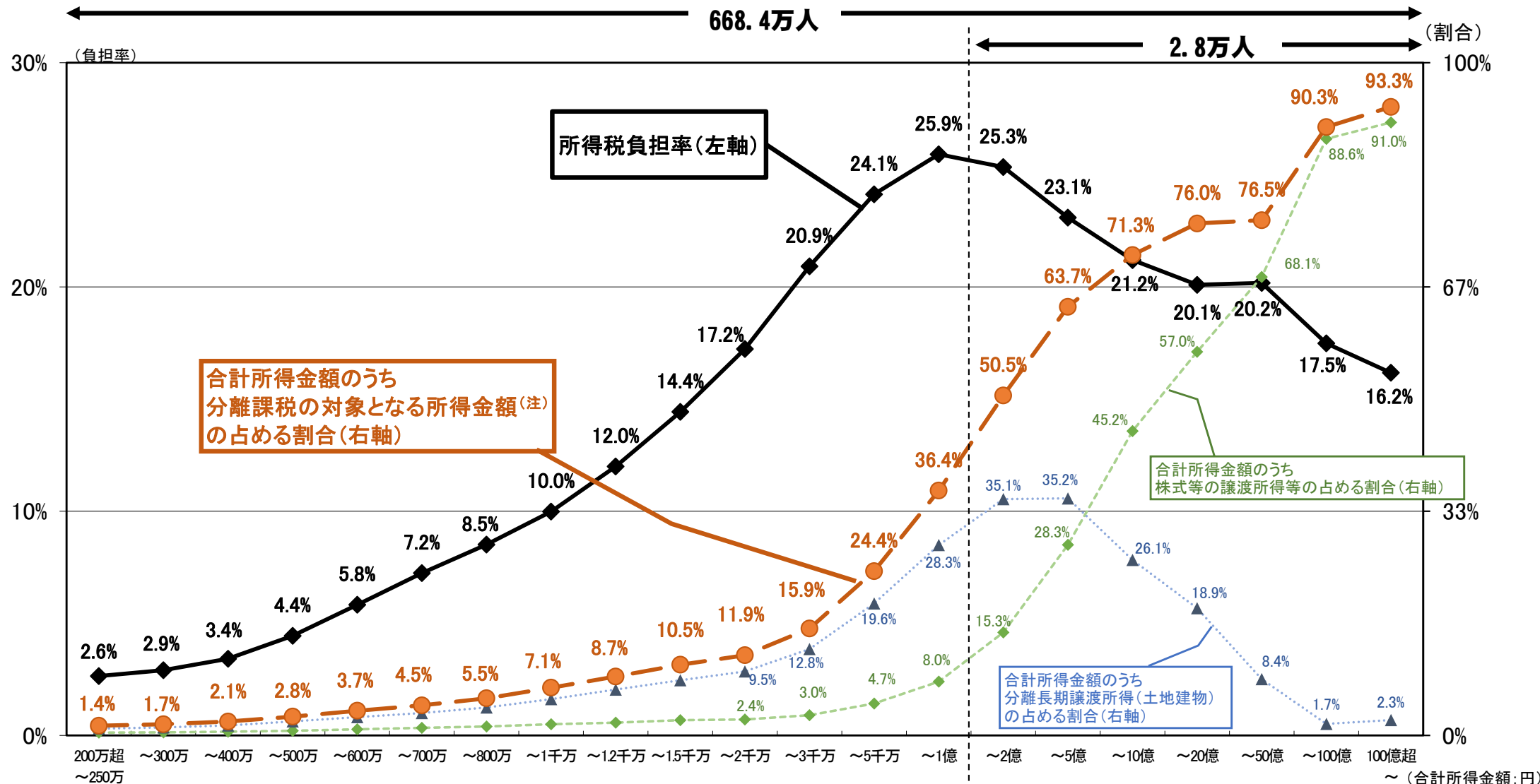


- (注1) 夫婦2人の民間給与所得者で、配偶者控除及び、子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当するものとして計算している。
- (注2) 社会保険料については、令和6年4月1日時点の制度に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険について試算している。また、ボーナスを給与3ヶ月分(年2回支給)として仮定している。
- (注3) 消費税については、給与収入に対応する可処分所得(給与収入-個人所得課税-社会保険料)に、家計調査上の平均消費性向と、消費支出に占める課税対象割合(二人以上勤労者世帯)を乗じ、課税対象消費支出を算出し、消費税率分を試算したものである。
- (注4) 給与収入1,500万円以上の消費税負担率算出には、同一の消費割合(課税・非課税の割合、標準税率・軽減税率の割合)を使用している。
- (注5) 個人住民税等には、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて賦課・徴収される森林環境税(国税)も含めて試算している。
- (注6) 所得税は令和7年分、個人住民税等は令和7年度の制度(定額減税を除く。)に基づき計算している。

申告納税者の所得税負担率

令和5年分

- 所得税の最高税率45%より低い税率で分離課税の対象となっている土地建物や株式等の譲渡所得等が所得全体に占める割合は、高所得者ほど高くなっていることから、高所得者層で所得税の負担率は低下。



(備考1) 令和5年分の国税庁「申告所得税標本調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。

(備考2) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。また、源泉分離課税の所得や申告不要を選択した所得も含まれていない。

(注) ここで「分離課税の対象となる所得金額」としているのは、利子所得、分離長期譲渡所得(土地建物)及び株式等の譲渡所得等。税率30%の分離短期譲渡所得、分離課税の対象とならない場合がある配当所得は含まれていない。

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のための措置を設ける。
(令和7年分の所得から適用)

① 通常の所得税額

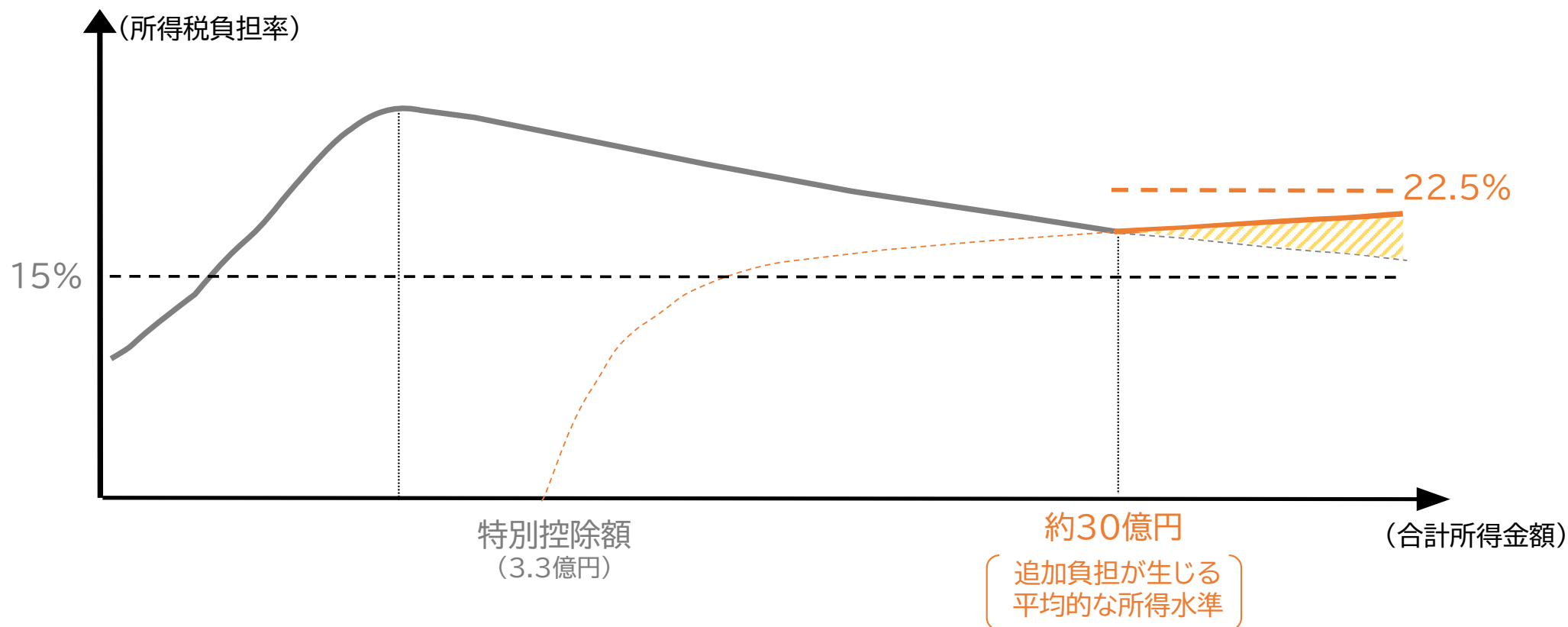
② (合計所得金額 ※ - 特別控除額(3.3億円)) × 22.5%



②が①を上回る場合に限り、
差額分を申告納税

※株式の譲渡所得のみならず、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した金額。
※スタートアップ再投資やNISA関連の非課税所得は対象外であるほか、政策的な観点から設けられている
特別控除後の金額。

【イメージ】



※令和2年分の申告データを用いて機械的に試算

6. 雑損控除を巡る現状

所得税法 87条・令和7年度税制改正法案に対する附帯決議

○所得税法

(所得控除の順序)

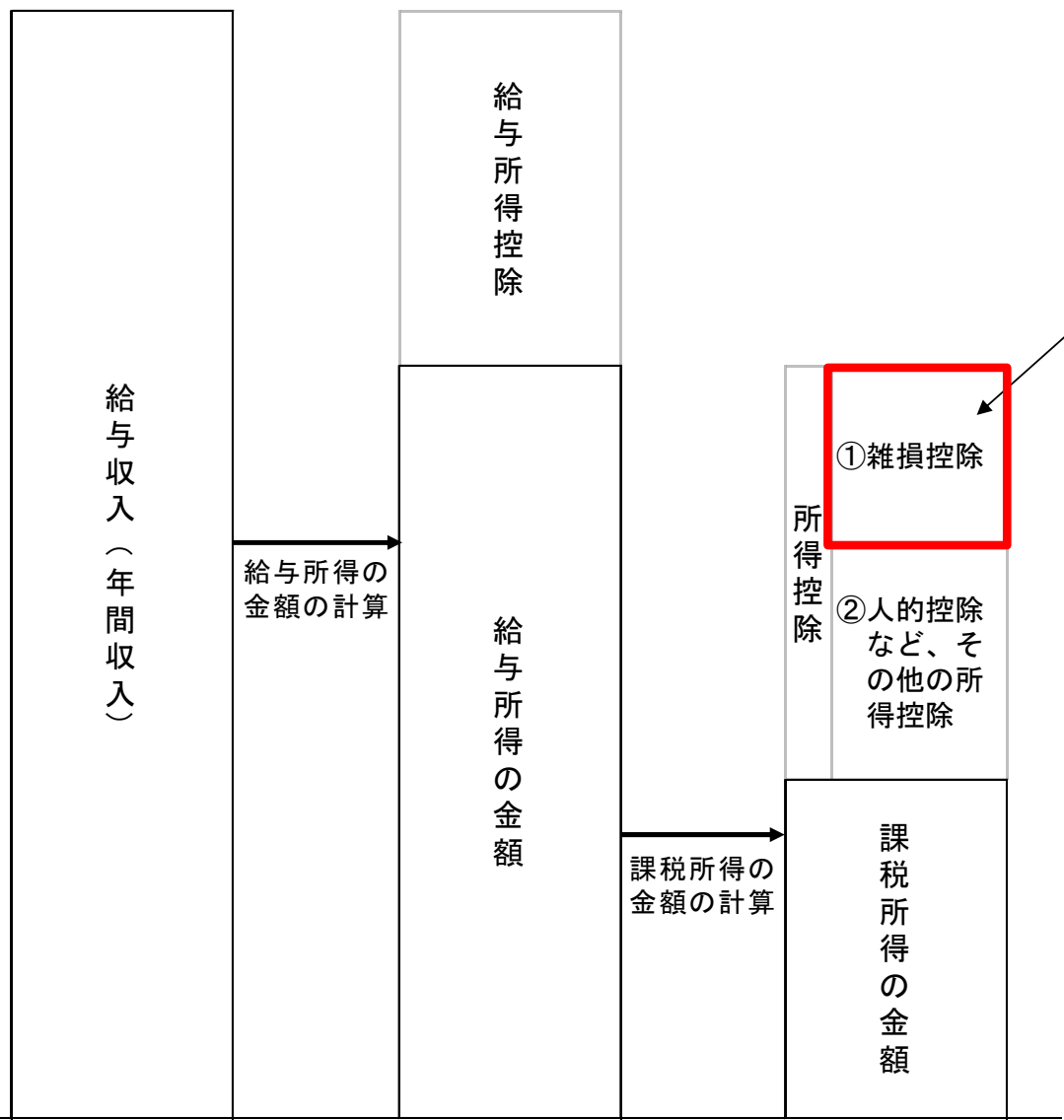
第87条 雑損控除と医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除又は基礎控除とを行う場合には、まず雑損控除を行うものとする。

2 前項の控除をすべき金額は、総所得金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除する。

○所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和7年3月31日参・財金委）（抄）

八 災害による担税力の喪失を勘案し、被災者の負担軽減及び実額控除の機会を拡大する観点から、個人の有する住宅、家財等につき災害により損失が生じた場合における控除の在り方について、当該損失を当該個人の所得から人的控除の後に控除することができる、独立した所得控除の制度の創設等の対応を含め必要な検討を行い、その実現に努めること。

雑損控除と災害減免法



○ 雑損控除（現行制度）
災害等により住宅・家財等に損害を受けたときは、次のいずれか多い金額を控除可能

- ① 損失額－所得金額の1/10
- ② 損失額のうち災害関連支出の金額－5万円

なお、その年分で控除しきれない場合は、翌年以後3年間の
(注)繰越し可能（雑損失の繰越し控除）
(注)特定非常災害による損失に係る雑損失については、例外的に5年間の繰越し控除ができる。

⇕ 選択適用

○ 災害減免法による所得税の減免（現行制度）
災害によって住宅・家財に甚大な損害（時価の1/2以上）を受けたときは、災害減免法の適用を選択し、所得税の全部又は一部の減免を受けることができる。

<災害減免法による減免>

- ・ 合計所得金額500万円以下：全額免除
- ・ 500万円超750万円以下：1/2の軽減
- ・ 750万円超1,000万円以下：1/4の軽減
- ・ 1,000万円超：適用なし

雑損控除の控除順に係るイメージ

- 所得税の計算においては、納税者の担税力の基礎となる所得を求め、そこから更に、世帯の事情等に応じて担税力を調整するための人的控除等が適用される。
- その上で、雑損控除は、災害を含め、住宅や生活に必要な資産などの生活の基盤に生じた損失という、直接的な担税力の減殺を調整するものであり、所得税計算上、まず先に控除することとされている。
- 仮に、雑損控除の控除の順序を入れ替えると、以下のような影響がある。ただし、同じ所得金額、同じ損失の金額を有する納税者の間で、雑損控除以外の所得控除額の大小により雑損失の繰越額が異なることとなる。
※例えば、世帯構成(扶養控除等の適用状況)によって変わるほか、寄附金控除等の政策的に認められる所得控除の適用の有無によっても変動することとなり得る。

【数値例】

合計所得金額500万円、**雑損失額400万円**、その他所得控除額（人的控除等）200万円の場合。

（概ね、給与収入700万円程度、夫婦片働き世帯の場合に相当。）

<例1：現行制度の控除順の場合>

1年目：500万円（合計所得金額）**－400万円（雑損控除）**－200万円（その他控除）→0円（課税所得金額）
2年目：500万円（合計所得金額）－200万円（その他控除）=**300万円（課税所得金額）**

⇒1年目で雑損控除400万円を控除しきれることとなり、**2年目への繰り越しは無い。**

<例2：雑損控除等の適用を人的控除等の後とした場合>

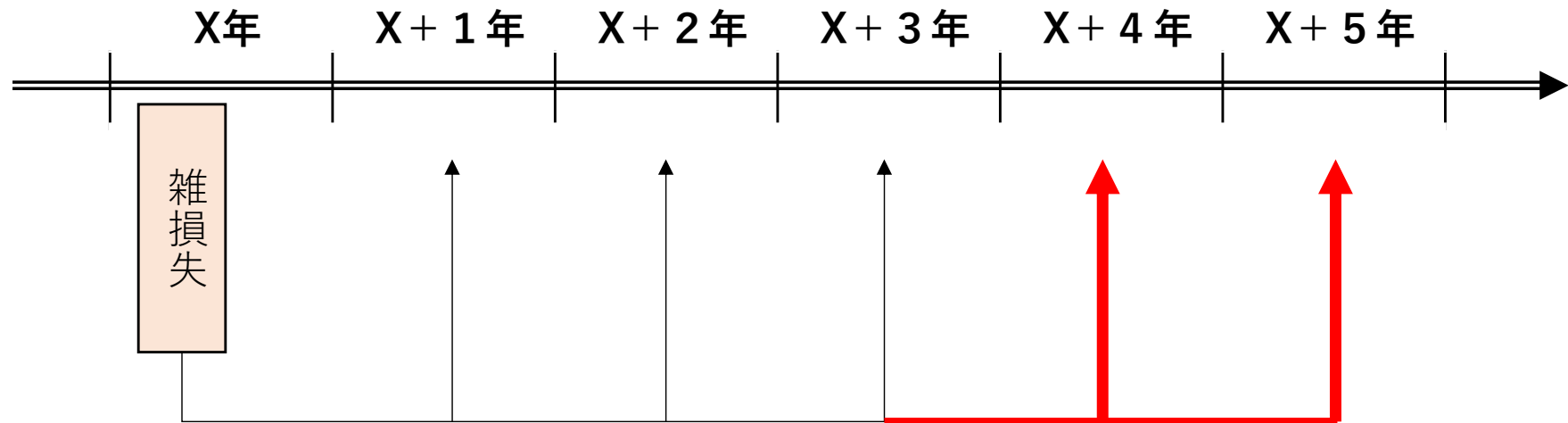
1年目：500万円（合計所得金額）－200万円（その他控除）**－300万円（雑損控除）**=0円（課税所得金額）
2年目：500万円（合計所得金額）－200万円（その他控除）**－100万円（繰越控除）**=**200万円（課税所得金額）**

⇒1年目の雑損控除適用額は300万円、2年目へ100万円繰り越されることとなり、**例1の場合より2年目の課税所得金額は100万円低くなる。**

特定非常災害に係る損失の繰越控除（雑損失）（令和5年度改正）

- 特定非常災害による【住宅・家財等の損失】について、1年間で控除しきれない損失額（雑損失の金額）の繰越控除期間を3年間から5年間へと延長。

＜雑損失の繰越控除期間の見直し＞



(参考資料)

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

- デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応
- 源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用

所得税の基礎控除の引上げ

- **物価動向**を勘案し最高48万円から**10万円（20%程度）**引き上げ、**最高58万円**に。
- 低～中所得者の税負担に配慮し、**所得階層ごとに控除を最高37万円上乗せ**。

給与所得控除の最低保障額の引上げ

- **物価上昇への対応**とともに、**就業調整にも対応**
- 最低保障額を55万円から**10万円引き上げ、65万円**に。

大学生年代の子の親への特別控除の創設

- **人手不足**の中、特に大学生のアルバイトの**就業調整**に対応
- **大学生年代（19～22歳）の親向けの特別控除の創設**。
 - 子の給与収入が、**150万円以下→63万円**
 - 子の給与収入が、**150万円超** →控除額が**段階的に逡減**

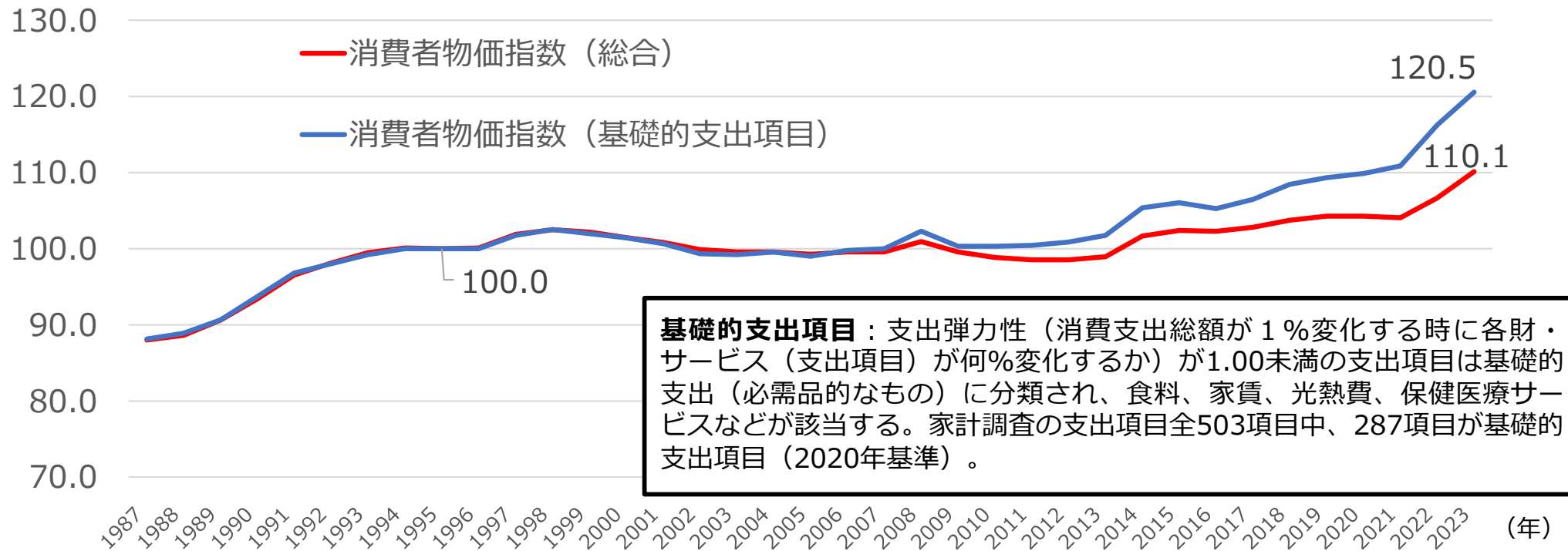
消費者物価指数（総合、基礎的支出）の推移〔令和7年度税制改正の議論〕

【令和7年度税制改正大綱】（令和6年12月20日（金））自由民主党・公明党

わが国経済は長きにわたり、デフレの状態が続いてきたため、こうした問題が顕在化することはなかったが、足元では物価が上昇傾向にある。一般に指標とされる消費者物価指数（総合）は、最後に基礎控除の引上げが行われた平成7年から令和5年にかけて10%程度上昇し、令和6年も10月までに3%程度上昇しており、今後も一定の上昇が見込まれる。また、生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価は平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇している。こうした物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除の額を現行の最高48万円から最高58万円に10万円、20%程度引き上げる。

【消費者物価指数の推移】

(1995年=100)



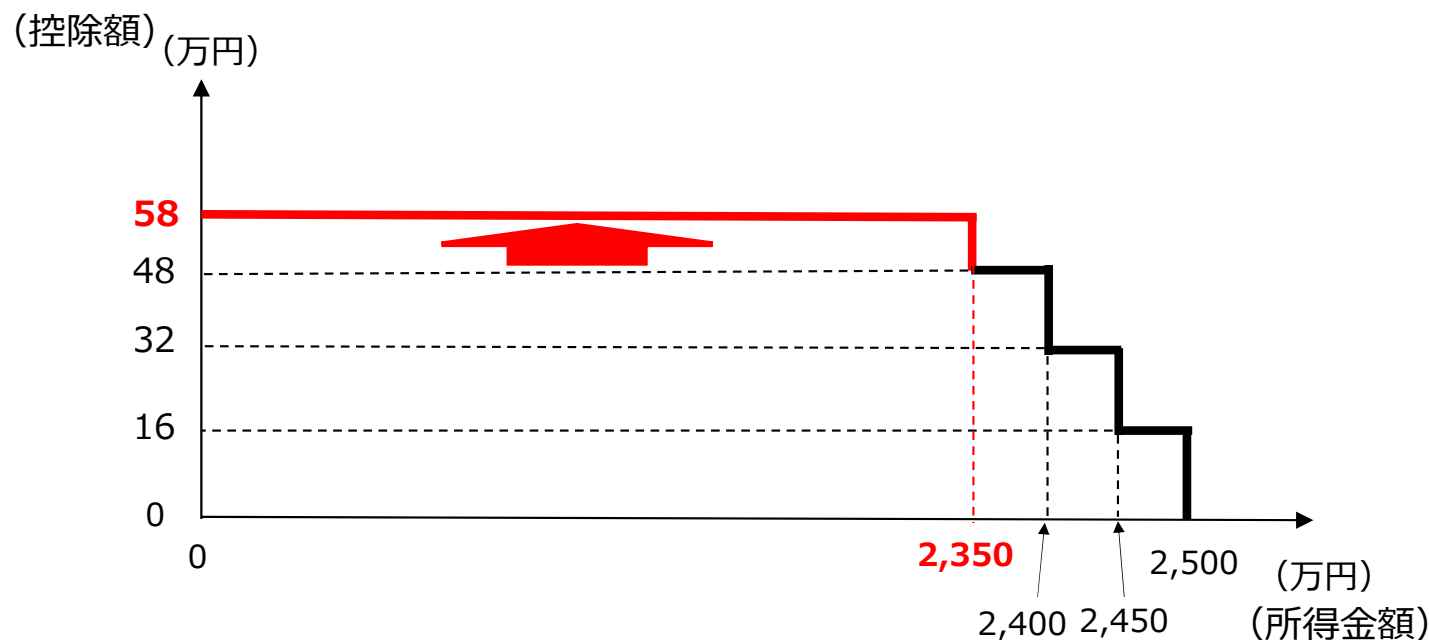
所得税の基礎控除の引上げ

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという課題がある。

わが国経済は長きにわたり、デフレの状態が続いてきたため、こうした問題が顕在化することはなかったが、足元では物価が上昇傾向にある。一般に指標とされる**消費者物価指数（総合）**は、最後に基礎控除の引上げが行われた**平成7年から令和5年にかけて10%程度上昇**し、**令和6年も10月までに3%程度上昇**しており、**今後も一定の上昇**が見込まれる。また、生活必需品を多く含む**基礎的支出項目**の消費者物価は**平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇**している。こうした物価動向を踏まえ、**所得税の基礎控除の額を最高48万円から最高58万円に10万円、20%程度引き上げる**。

源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用する。

引上げのイメージ

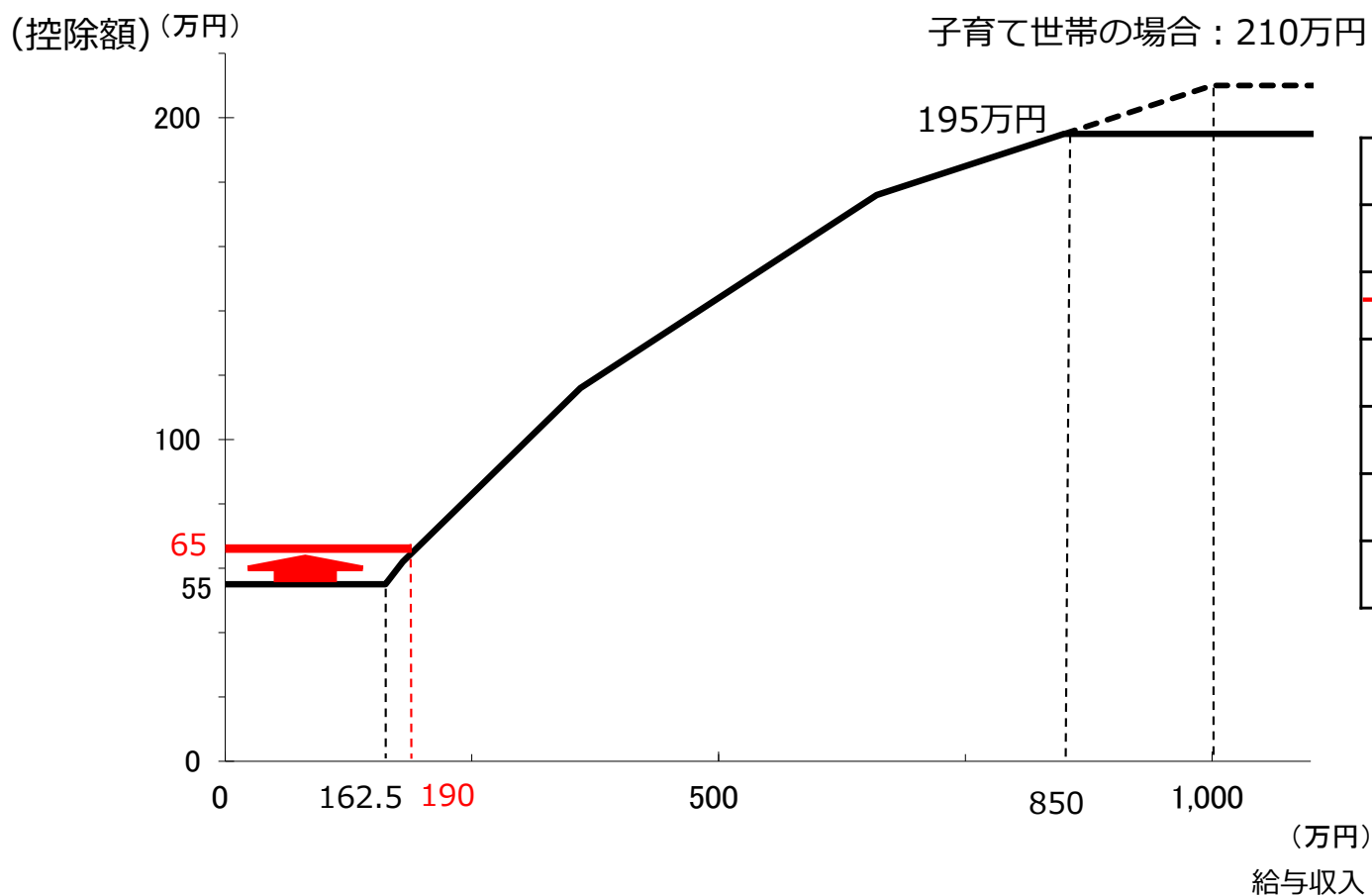


給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除については、給与収入に対する割合に基づき計算される控除であり、物価の上昇とともに賃金が増えれば、控除額も増加する。しかしながら、**最低保障額が適用される収入**である場合、収入が増えても控除額は増加しない構造であるため、**物価上昇への対応**とともに、**就業調整にも対応**するとの観点から、**最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる**。

源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和7年12月の年末調整から適用する。

引上げのイメージ



給与所得控除額

最低保障額：55万円 ⇒ 65万円

給与収入	控除額
180万円以下	給与収入×40% 10万円
360万円以下	給与収入×30% + 8万円
660万円以下	給与収入×20% + 44万円
850万円以下	給与収入×10% + 110万円
850万円超	195万円

収入階層ごとの単身給与所得者一人当たり減税額（所得税）

給与収入	減税額		
	政府案	上乗せ 収入～200万円：37万円控除 ～475万円：30万円控除 ～665万円：10万円控除 ～850万円：5万円控除	合計
200万円	0.5万円	1.9万円	2.4万円
300万円	0.5万円	1.5万円	2.0万円
400万円	0.5万円	1.5万円	2.0万円
500万円	1.0万円	1.0万円	2.0万円
600万円	1.0万円	1.0万円	2.0万円
800万円	2.0万円	1.0万円	3.0万円
850～2,545万円	2.0～4.0万円	0.0万円	2.0～4.0万円
2,545万円超	0.0万円	0.0万円	0.0万円

（注1）税額は、所得税のみを含んでいる。

（注2）単身の給与所得者を想定。税額の計算に当たり、所得控除については、一定の社会保険料控除及び基礎控除のみを勘案している。

所得税の課税最低限（片働き・単身の給与所得者の場合）

（令和7年分）

【夫婦2人（大学生と高校生を扶養）】

給 与 所 得 控 除 127.4万円	社 会 保 険 料 控 除 62.5万円	基 礎 控 除 88万円	配 偶 者 控 除 38万円	特 定 扶 養 控 除 63万円	扶 養 控 除 38万円
------------------------	-------------------------------	--------------------	----------------------	------------------------	--------------------

416.9万円

【参考】
昭和61年：235.7
平成元年：319.8
7年：353.9
23年：325.0
27年：354.5

【夫婦1人（高校生を扶養）】

給 与 所 得 控 除 101.8万円	社 会 保 険 料 控 除 46.9万円	基 礎 控 除 88万円	配 偶 者 控 除 38万円	扶 養 控 除 38万円
------------------------	-------------------------------	--------------------	----------------------	--------------------

312.7万円

【参考】
昭和61年：183.3
平成元年：248.4
7年：269.8
23年：220.0
27年：240.0

【夫婦のみ】

給 与 所 得 控 除 81.1万円	社 会 保 険 料 控 除 36.5万円	基 礎 控 除 88万円	配 偶 者 控 除 38万円
-----------------------	-------------------------------	--------------------	----------------------

243.6万円

【参考】
昭和61年：132.2
平成元年：192.8
7年：209.5
23年：156.6
27年：168.8

【単身】

給 与 所 得 控 除 65.0万円	社 会 保 険 料 控 除 28.2万円	基 礎 控 除 95万円
-----------------------	-------------------------------	--------------------

188.2万円

【参考】
昭和61年：96.7
平成元年：107.5
7年：110.7
23年：114.4
27年：121.1

（注）課税最低限の算出に当たっては、一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

基礎的な人的控除額の推移

区 分	基礎控除	配 偶 者 控 除	老人配偶者 控 除	配 偶 者 特別控除	(一 般) 扶 養 控 除	特 定 扶 養 控 除	特定親族 特別控除	年 少 扶 養 控 除	老人扶養控除	
									一 般	同居老親等
昭和 年	(S22年創設)	(S36年創設)	(S52年創設)	(S62年創設)	(T9年創設)	(H元年創設)	(R7年創設)	(H11年創設)	(S47年創設)	(S54年創設)
50・51	26	26	(創設)		26				32	
52・53	29	29	35万円		29				35	(創設)
54～57	〃	〃	〃		〃				〃	40万円
58	(30) 〃	(30) 〃	(36) 〃		(30) 〃				(36) 〃	(41) 〃
59～61	33	33	39	(創設)	33				39	46
62	〃	(38) 〃	(44) 〃	11.25万円	〃				〃	〃
63	〃	〃	〃	16.5	〃	(創設)			〃	〃
平成元～4	35	35	45	35	35	45万円			45	55
5・6	〃	〃	〃	〃	〃	50			〃	〃
7～9	38	38	48	38	38	53			48	58
10	〃	〃	〃	〃	〃	58		(創設)	〃	〃
11	〃	〃	〃	〃	〃	63		48万円	〃	〃
12～15	〃	〃	〃	〃	〃	〃		(12年廃止)	〃	〃
16～22	〃	〃	〃	(上乗せ廃止)	〃	〃			〃	〃
23～令和元	〃	〃	〃	〃	〃	〃			〃	〃
					(～15歳：廃止)	(16～18歳： 一般扶養控除へ)				
2～6	48	〃	〃	〃	〃	〃	(創設)		〃	〃
7～	58～95	〃	〃	〃	〃	〃	63万円		〃	〃

(注1) 昭和58年のかっこ書きは、「昭和58年分の所得税の臨時特例等に関する法律」適用後のものである。

(注2) 昭和62年のかっこ書きは、「昭和62年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律」適用後のものである。

(注3) 控除額が逡減する場合には、その最高額のものである。

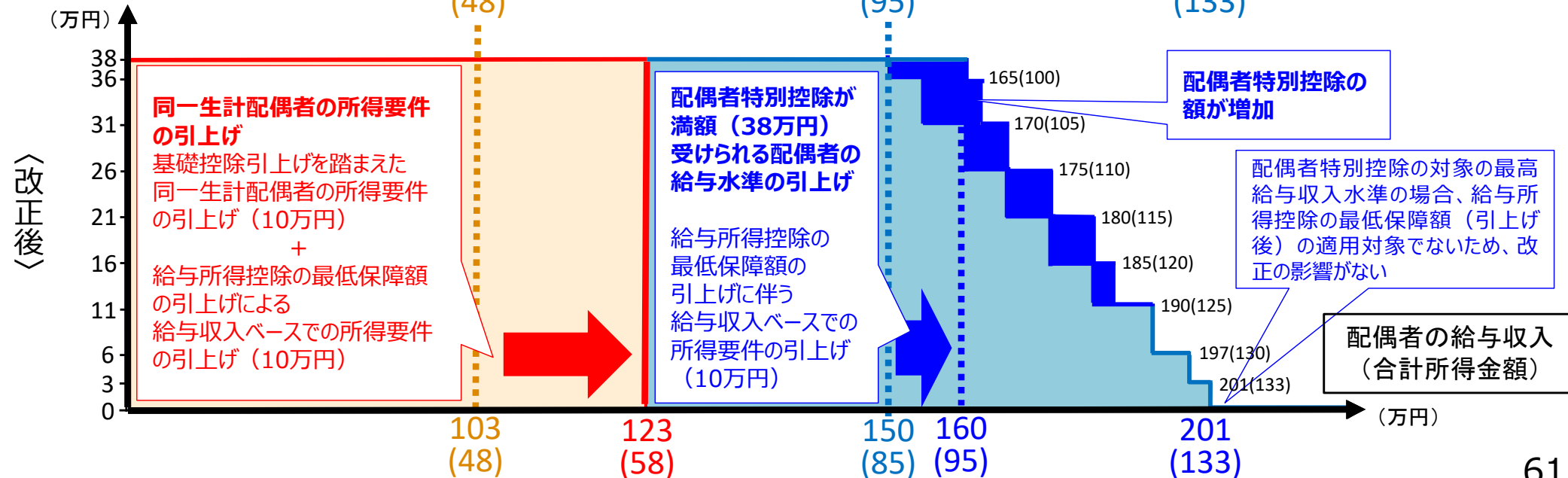
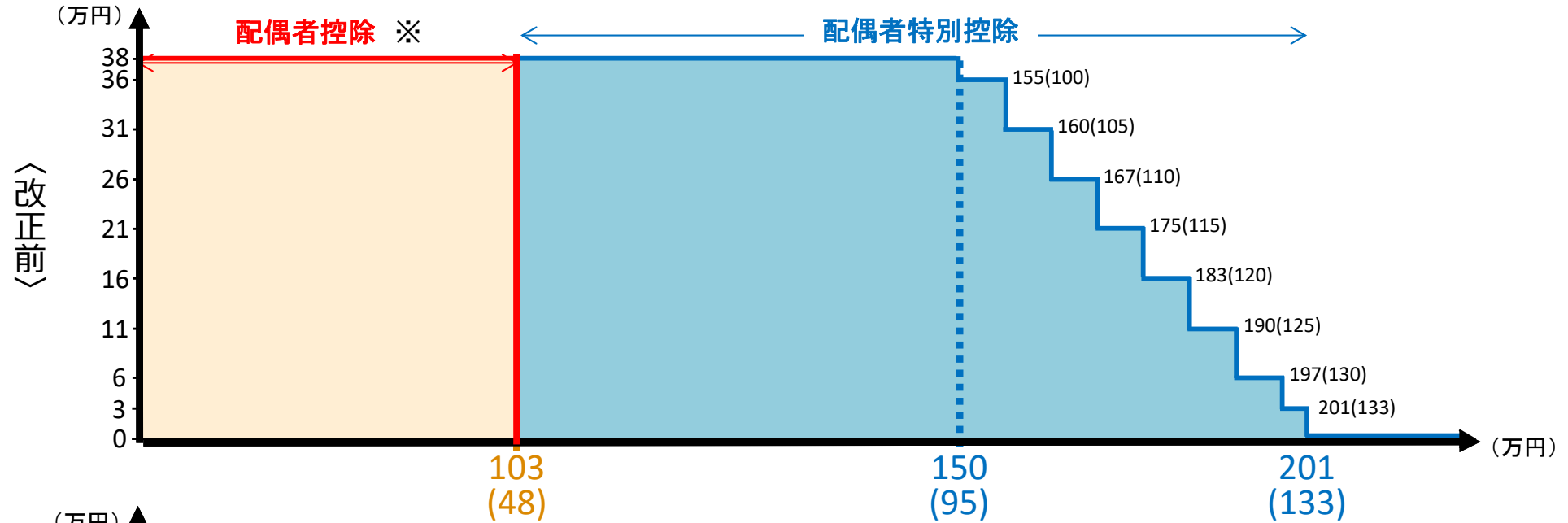
(注4) 令和7年の基礎控除の値は、所得に応じた上乗せ特例を含んでいる。

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（令和7年度改正）

令和7年分所得税から適用

納税者本人の
受ける控除額

※老人配偶者控除の場合、48万円



扶養控除・児童手当・高校無償化の変遷

扶養控除

～H22年分	H23年分～
【昭和63年度税制改正】 教育費等の支出がかさむ世代の税負担の軽減のため、16～22歳までの扶養控除を拡充（特定扶養控除） 【（年少）扶養控除】 0歳～15歳：38万円 【特定扶養控除】 16歳～22歳：63万円	【平成22年度税制改正】 ・ 子ども手当の創設とあいて、15歳までの扶養控除を廃止 ・ 高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止 【扶養控除】 16歳～18歳：38万円 【特定扶養控除】 19歳～22歳：63万円 【令和6・7年度税制改正】 児童手当の支給期間の延長を踏まえつつ、高校生年代は教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、16～18歳までの扶養控除について、一般部分（38万円）に代えて、上乗せ部分（25万円）を復元。 ※令和8年度以降の税制改正において、結論を得る。

手当

～H21年度	H22年4月～H23年9月	H23年10月～	R6年10月～
児童手当	子ども手当	児童手当（H24年度～）	
【0歳～3歳未満】 月額10,000円 【3歳～小学生】 第2子まで 月額 5,000円 第3子以降 月額10,000円	【0歳～中学生】 月額13,000円	【0歳～3歳未満】 月額15,000円 【3歳～小学生】 第2子まで 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 【中学生】 月額10,000円	【0歳～3歳未満】 月額15,000円 【3歳～高校生】 第2子まで 月額10,000円 第3子以降 月額30,000円
＜所得制限＞ 年収860万円～： （被扶養配偶者・児童2人世帯） 支給対象外	※所得制限撤廃	＜所得制限＞（H24年6月分～） 年収960万円～： 特例給付 月額5,000円 年収1,200万円～： 支給対象外（R4年6月分～） （被扶養配偶者・児童2人世帯）	※所得制限撤廃

高校無償化

～H21年度	H22年度（制度創設）～	H26年度～	R2年度～	R7年度～
	【公立高校】 授業料無償化 【私立高校】 高等学校等就学支援金： 年額118,800円 ※ 年収350万円未満は加算 （被扶養配偶者・高校生1人・中学生1人世帯、以下同様）	・ 所得制限の導入 年収910万円～： 支給対象外 ・ 支援金の加算の拡充 ・ 高校生等奨学給付金制度の創設	・ 支援金（11.88万円）の 対象を全世帯に拡充 ・ 私立加算額の引上げ、所得 制限撤廃（R8年度から）	※所得制限撤廃
		＜所得制限＞	・ 支援金（11.88万円）の 対象を全世帯に拡充 ・ 私立加算額の引上げ、所得 制限撤廃（R8年度から）	

主要先進国における被扶養者（子供等）の存在を考慮した税制上の仕組み等の概要

(2025年9月現在)

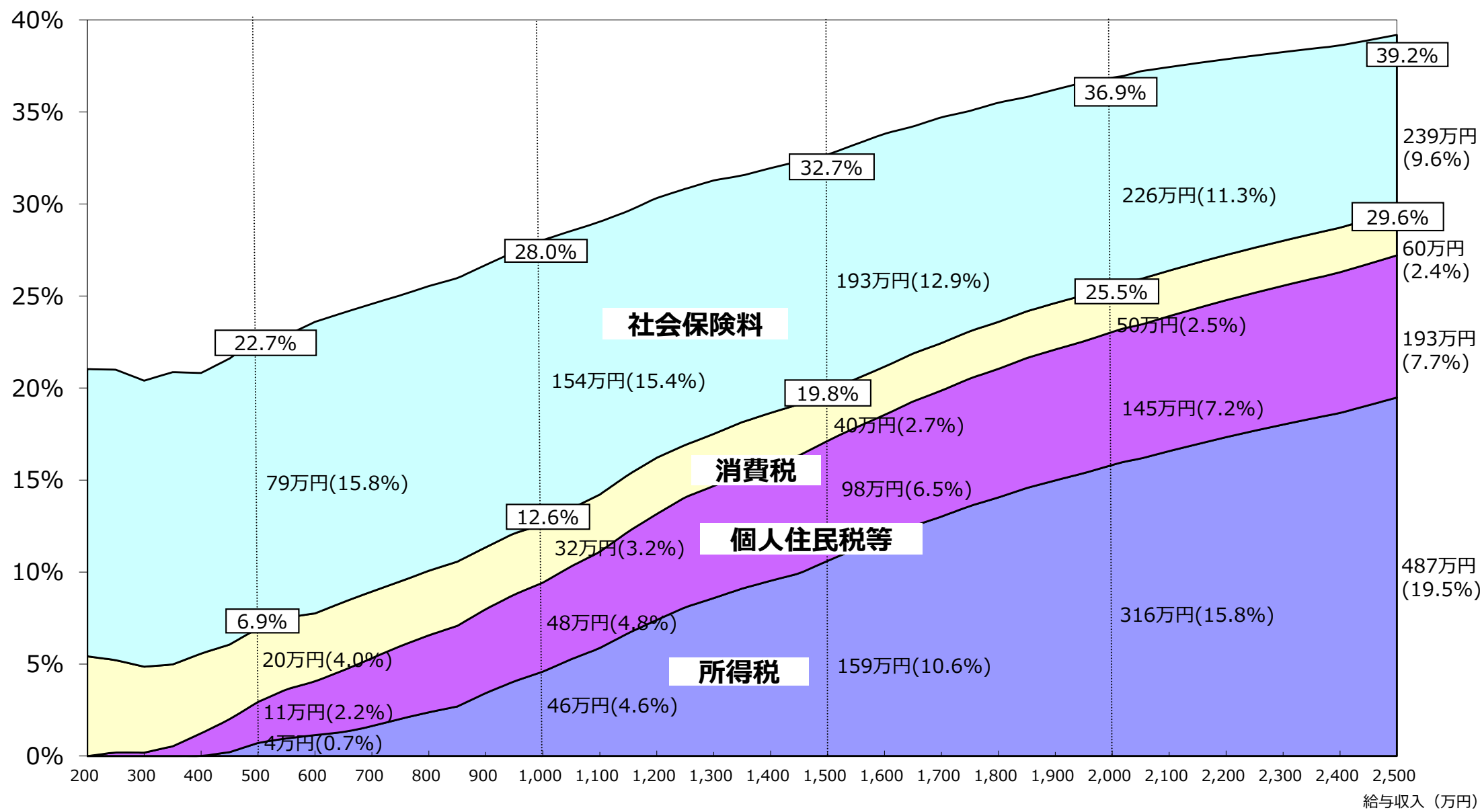
	米国	ドイツ	フランス	英国（廃止）（注3）
名称等	① 児童税額控除 ② 被扶養者税額控除	児童控除（注2）	教育費税額控除	児童給付 （児童税額控除）
控除額 （給付額）	[税額控除] ① 2,200ドル（32.3万円）／人（注1） ② 500ドル（7.4万円）／人	[所得控除] 9,600ユーロ（165.1万円）／人	[税額控除] 61ユーロ（1.0万円）／人 （中学校） 153ユーロ（2.6万円）／人 （高等学校） 183ユーロ（3.1万円）／人 （高等教育機関）	[全額給付] ・基礎給付額（注4）： 545ポンド（10.8万円） ・子1人あたりの加算額（注4）： 3,455ポンド（68.4万円）
被扶養者 （子供等） の要件	① 適格子女のうち、以下の要件を全て満たす者 ・ 17歳未満 ・ 社会保障番号を有する者 ② 児童税額控除の要件を満たす者以外で、適格子女 又は適格親族に該当する者 適格子女：以下の要件を全て満たす者 ・ 直系卑属、兄弟姉妹、甥・姪等 ・ 19歳未満（学生の場合は24歳未満） ・ 納税者と一年間の半分超同居している ・ 生計の半分超を自ら支弁していない ・ 米国民、米国国籍保有者又は米国居住者 適格親族：以下の要件を全て満たす者 ・ 納税者や他の納税者の適格子女でない直系尊属、 直系卑属、兄弟姉妹、おじ、おば、甥・姪等 ・ 総所得が5,200ドル（76.4万円）未満であり、納 税者により生計の半分超が支弁されている ・ 米国民、米国国籍保有者又は米国居住者	○ 以下のいずれかに該当する子／里子 ・ 18歳未満 ・ 18歳以上21歳未満で失業中 ・ 18歳以上25歳未満で職業教育・訓練中 （大学生を含む） ・ 18歳以上で障害を抱えている（ただし、25 歳以前に障害が発生した者に限る） 等 ※ 子は同居要件なし。子が海外在住 の場合も適用を受けることが可能。 ※ 里子は同居要件あり。	○ 以下のいずれかに該当し、かつ上記の教育 機関のいずれかに就学中である子／里子 ・ 18歳未満 ・ 親との合算課税を選択する以下のいずれか に該当する者 ➢ 18歳以上25歳未満 ➢ 18歳以上で障害を抱えている ※ 雇用契約を結んでおらず無収入である （奨学金、学校の教育カリキュラムに含 まれるインターンシップによって支給される手 当を除く）ことが要件。	○ 納税者と通常同居するなどその監督下にあり、 以下のいずれかに該当する子 ・ 16歳未満 ・ 16歳以上20歳未満で、教育（大学を除く） や職業訓練を継続して受けていること 等 ※ 子がEU諸国等に居住している場合も 適用を受けることが可能。
その他	修正調整後総所得が40万ドル（5,880万円）を超え る場合、控除額は段階的に遞減・消失する（金額は夫 婦合算申告の場合）。	所得制限は設けられていないが、被扶養者の居 住地国の生活水準により、控除額は一定割合 に制限される。また、被扶養者が週20時間以 上の労働を行った場合は、控除額が減額され る。	所得制限は設けられていない。	所得が19,995ポンド（396万円）を超える場合、 控除額が一定割合で遞減・消失する。

(注1) 税額控除を行ったうえで控除しきれない部分については、勤労所得2,500ドル(36.8万円)超部分の15%(上限1,700ドル(25.0万円))を給付。
(注2) 児童控除と児童手当を比較し、いずれか有利な方が適用される。児童手当の額は、子1人当たり年間3,060ユーロ(52.6万円)。
(注3) 現在、児童給付(児童税額控除)を含む複数の給付措置をユニバーサル・クレジット(統合給付)に一本化しており、給付は停止されている。
(注4) 2017年4月より前に誕生した子がいない場合は基礎給付額を受給できない。また、子1人あたりの加算の対象となっている子がすでに2人以上いる場合、同月以後に誕生した子は加算の対象にならない。
(備考) 邦貨換算レート: 1ドル＝147円、1ポンド＝198円、1ユーロ＝172円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 令和7年(2025年)9月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

その他の所得控除制度の種類及び概要（所得税）

控除の種類	概 要	控除額の計算方式
雑損控除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ①（災害損失の金額＋災害関連支出の金額）－年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額－5万円
医療費控除	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額200万円)}$
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業 共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金並びに心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る生命保険料控除 ① 支払った一般生命保険料に応じて一定額を控除(最高限度額4万円(※1)) ② 支払った介護医療保険料に応じて一定額を控除(最高限度額4万円) ③ 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除(最高限度額4万円) (2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る生命保険料控除 ① 支払った一般生命保険料に応じて一定額を控除(最高限度額5万円) ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除(最高限度額5万円) ※1 23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分に限り、6万円【令和7年度改正】。 ※2 各保険料控除の合計適用限度額を12万円とする。
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った地震保険料の全額を控除(最高限度額5万円) ※1 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(地震保険料控除の適用を受けるものを除く。)に係る保険料等は従前どおり適用する(最高限度額1万5千円)。 ※2 地震保険料控除と上記1を適用する場合には合わせて最高5万円とする。
寄附金控除	特定寄附金を支出した場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 特定寄附金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 40\% \end{array} \right\} - 2\text{千円} = \text{寄附金控除額}$

個人所得課税、社会保険料及び消費税を含めた実効負担率（給与収入 ～2,500万円）



(注1) 夫婦2人の民間給与所得者で、配偶者控除及び、子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当するものとして計算している。

(注2) 社会保険料については、令和6年4月1日時点の制度に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険について試算している。また、ボーナスを給与3ヶ月分(年2回支給)として仮定している。

(注3) 消費税については、給与収入に対応する可処分所得(給与収入-個人所得課税-社会保険料)に、家計調査上の平均消費性向と、消費支出に占める課税対象割合(二人以上勤労者世帯)を乗じ、課税対象消費支出を算出し、消費税率分を試算したものである。

(注4) 給与収入1,500万円以上の消費税負担率算出には、同一の消費割合(課税・非課税の割合、標準税率・軽減税率の割合)を使用している。

(注5) 個人住民税等には、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて賦課・徴収される森林環境税(国税)も含めて試算している。

(注6) 所得税は令和7年分、個人住民税等は令和7年度の制度(定額減税を除く。)に基づき計算している。